

令和2年度（2020年度）第11回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2021年3月9日（火）午後1時30分開会  
オンライン開催

## 1. 開 会

○事務局（武田課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第11回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、Z o o mを用いたオンラインでの開催とさせていただきます。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、会場出席が会長と白木委員の2名、オンライン出席が12名、合わせて14名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

## 2. 挨拶

○事務局（武田課長補佐） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹花よりご挨拶を申し上げます。

○竹花環境計画担当課長 皆様、お疲れさまです。

環境計画担当課長の竹花です。

本日は、年度末のお忙しい中、審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

今回の審議会も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンライン会議とさせていただきます。何とぞご理解をいただければと存じます。

本日は、令和2年度の最後の審議会となります。今年度は、コロナ禍の中、委員の皆様には、全11回、多くの案件についてご審議いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、ご案内のとおり七つの議事がありまして、ボリュームが大変多くなっております。

議事といたしましては、風力発電事業については、配慮書1件、方法書4件、準備書1件、そのほか、技術指針等の改正についてとなっております。このうち、小樽余市と宗谷岬については、それぞれ答申文（案）などについてご審議いただく予定としております。

本日は、審議案件が多く、また、オンライン会議とさせていただいたこともあり、ご不便をおかけする点もあると思いますが、効率的な会議運営に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、引き続き、慎重な審議をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日もよろしく願いいたします。

### ◎連絡事項

○事務局（武田課長補佐） 進行は、私、武田が務めさせていただきます。

それでは、事前にお配りした資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1-1と1-2、資料2-1から2-3、資

料3-1と3-2、資料4-1と4-2、資料5-1から5-3、資料6-1から6-5、最後に、資料7-1から7-4です。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は7件です。

議事(1)から(4)は、それぞれ1回目の審議となります、(仮称)せたな太櫓ウインドファーム事業計画段階環境配慮書について、(仮称)島牧ウインドファーム事業環境影響評価方法書について、(仮称)えりも地区風力発電事業環境影響評価方法書について、(仮称)苫東厚真風力発電事業環境影響評価方法書についてです。方法書は、いずれも今年度に配慮書手続を行っているので、皆様もご記憶にあるかと思えます。事務局から、それぞれ事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、それぞれ30分程度を予定しております。

次に、議事(5)と(6)は、3回目の審議となります、(仮称)北海道小樽余市風力発電所環境影響評価方法書について、(仮称)宗谷岬風力発電事業更新計画環境影響評価準備書についてです。事務局から、主な3次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台の説明、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、35分程度を予定しております。

最後の議事(7)は、2回目の審議となります北海道環境影響評価技術指針等の改正についてです。事務局から、前回の審議等を踏まえた改正原案及び答申文(案)の説明、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、35分程度を予定しております。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は、山下会長にお願いいたします。

### 3. 議 事

○**山下会長** よろしく申し上げます。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づき、本日の議事録に署名する2名の委員を指名します。

本日は、秋元委員と東條委員を指名します。

よろしく申し上げます。

また、本日は議事が七つありますが、実は、この会場は5時半までしか使えないとのことですので、議事進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議事(1)は、本日1回目の審議となります(仮称)せたな太櫓ウインドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。事務局から、事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○**事務局(塚本主査)** 塚本です。よろしくお願いいたします。

本日は1回目の審議となりますので、事業概要と1次質問でございますが、事業の説明

のほうに多めに時間を取っていきたいと思います。

図書をご用意ください。

本事業の事業者は、五洋建設株式会社で、1月28日付で図書の送付があり、知事意見の提出期限は4月28日とされております。

初めに、3ページをご覧ください。

事業実施想定区域は、せたな町北檜山区に位置し、面積は約700ヘクタールになります。

5ページに空中写真が掲載されていますが、区域内は、主に畑地や牧草地となっており、一部には樹林地などが存在している様子が分かります。

次に、9ページをご覧ください。

2. 2. 5に記載のとおり、発電所の出力は最大8万6,000キロワット、単機出力が4,300キロワット程度の発電機を最大で20基設置する計画となっております。

続いて、10ページは、事業実施想定区域の絞り込みの検討経緯です。フローのとおり、3段階で絞り込みが行われています。

図面と併せてご説明していきたいと思います。

13ページをご覧ください。

事業適地の検討に当たって、最初に、風況条件による抽出が行われています。地上80メートルの平均風速がおおむね7メートル毎秒以上の地点を好風況地としまして、これがまとまった範囲で存在する場所として、AからDの4か所が抽出されました。

次に、14ページの法令等の指定状況をご覧ください。

先ほどの4か所のうち、A及びBの大部分、Cの海岸線付近が狩場茂津多道立自然公園の区域を含むことが確認できます。

続いて、15ページは傾斜地の状況になります。

傾斜角20度以上の土地を急傾斜地と位置づけ、その分布状況を確認したもので、A、B、Dの大部分及びCの西側に急傾斜地が多く分布しております。このような状況を踏まえ、AからDのエリアのうち、自然公園や急傾斜地を避けて、Cの東側の地区を事業適地として検討を進めることとされました。

次に、16ページをご覧ください。

先ほど抽出したCのエリアにおいて、今度は傾斜角5度未満を平たん地として、その分布状況を確認したものです。平たん地が青色で示されていますが、平たん地がまとまった範囲で存在する場所として、C1からC3の3か所が抽出され、事業候補地とされました。

次に、17ページをご覧ください。

既存道路の分布状況ですが、C1及びC2は、C3と比較して、幹線道路からのアクセスもよく、急カーブが少ないことが分かります。このため、この過程でC3が除外され、C1及びC2に絞り込みがされました。

次に、18ページをご覧ください。

先ほどの候補地から地形、道路、住宅の分布等を踏まえて設定しました事業実施想定区域が示されています。候補地の周囲に位置する居住宅を除外して区域を設定し、さらに、居住宅から500メートル以上離れた区域を風力発電機設置想定区域として設定したということです。

設定については以上です。

次に、20ページをご覧ください。

区域及びその周囲におけるほかの風力発電事業になります。

既設発電所は、区域の北側に赤色、青色、緑色の丸印で示されている3事業があり、計画中の事業は、本事業とほぼ同じ場所となります北檜山ウインドファームと洋上に檜山エリア洋上風力発電事業がございます。

次に、第3章の区域と周囲の概況について、かいつまんで説明いたします。

48ページをご覧ください。

動物についてですが、EADASのセンシティブティマップでは、区域の北側に注意喚起レベルA3のメッシュが確認されており、重要種であるチュウヒ、オジロワシ、クマタカ、オオワシの生息情報があるとのことです。

また、53ページに示されているように、周辺には、ノスリ、ウミワシ類と、秋季の夜間の渡り経路が認められます。

続いて、57ページをご覧ください。

植物ですが、現存植生図では、畑地、チシマザサークマイザサ群落、牧草地が広く分布し、一部にトドマツ植林、ブナーミズナラ群落などが分布します。

次に、66ページ、67ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場についてですが、まず、左側に示されているように、区域及びその周辺には、保安林や植生自然度が高い場所があり、また、右側を見ますと、区域の周辺には、北檜山鳥獣保護区及び北檜山特別保護地区、狩場茂津多道立自然公園が存在します。

70ページをご覧ください。

主要な眺望点ですが、周辺には、後志利別川河口、ふとろ海水浴場などが存在しております。

93ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設の分布状況でございます。

区域から四、五キロメートル離れた位置に学校、病院など8施設が分布しています。

また、次の94ページに住居の分布状況が示されていますが、主に海岸側の道路沿いに住居があり、区域内にも2軒の住居が確認されております。

続いて、第4章の計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果に移ります。

140ページをご覧ください。

計画段階配慮事項としては、工事の実施による影響と海域の動植物を除き、全ての参考

項目が選定されています。

また、146ページには、ほかの風力発電所との累積的影響に係る項目の検討結果が示されており、騒音、風車の影、コウモリ類及び鳥類、景観について、累積的影響の可能性があると選定されています。

続いて、調査、予測及び評価の結果について、一部の項目に絞って評価結果を中心にご説明いたします。

153ページをご覧ください。

騒音についてですが、(B)の1行目に記載のとおり、ここで区域から2キロメートルとしている影響が生じる可能性がある範囲に98軒、累積的影響が生じる可能性のある範囲に95軒の住宅が存在することから、重大な影響が生じる可能性があるとしています。

一方で、風車から0.5キロメートル以上の離隔距離を確保するなどにより、重大な影響が実行可能な範囲内で回避または低減されていると評価しています。

175ページをご覧ください。

動物の評価結果です。

(B)の4行目あたりになりますが、樹林、耕作地等を主な生息環境とする重要種については、改変により、コウモリ類、鳥類は、バットストライク、バードストライクによる影響が生じる可能性があるとし、一方で、3段落目になりますが、自然公園区域を除外していることなどから、重大な影響が実行可能な範囲内で回避または低減されていると評価しています。

182ページをご覧ください。

植物ですが、一部の重要種は、改変により生育環境の一部が消失し、重大な影響が生じる可能性があるとしております。

一方で、動物と同様に自然公園区域を除外していることなどから、実行可能な範囲で回避または低減されていると評価しております。

次に、194ページをご覧ください。

景観に係る評価結果ですが、アの景観資源などについては、景観資源の太櫓段丘は、改変により影響が生じる可能性があるとして予測されるが、地形の改変がほとんど生じない区域での計画であること、また、イの主要な眺望景観については、見える大きさが圧迫感をあまり受けない上限とされる程度を下回るため、重大な影響はないと予測したことから、どちらについても重大な影響ができる限り回避または低減されていると評価されております。

配慮書については以上とさせていただきます。

続きまして、資料1-1の1次質問と回答についてご説明いたします。

こちらは数問に絞らせていただきます。

1ページの1-1をご覧ください。

図書でもご覧いただきましたとおり、本事業は、評価書が確定している北檜山ウインド

ファームと区域が重複していることから、北檜山ウインドファームの環境影響評価結果の活用によって、より信頼性の高い予測、評価が可能になったのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、事業の競合相手に情報を融通することは現実的ではないため、北檜山ウインドファームの評価書は用いず、環境影響評価を実施しているとのことです。

次に、5ページの4-6の②をご覧ください。

北檜山ウインドファームと同じ区域で事業を計画するに至った経緯を質問しました。これに対して、事業者からは、アセスメントの終了は、事業実施の権利を約束するものではなく、北檜山ウインドファームは評価書手続を終えているものの、一切着工がされていない、また、当該区域の事業性は高く、土地の取得の観点からも一定の見通しが得られ、事業の実施が可能であると判断できたため、配慮書を作成したとのことです。

次に、6ページの4-12をご覧ください。

騒音の評価結果ですが、区域より0.5キロメートルから1キロメートルの範囲に51軒の住宅が存在していながら、影響ができる限り回避または低減されていると評価できると判断した理由を問いました。これに対して、事業者からは、採用する風力発電機が未定であるため、影響が生じる可能性を排除することはできないが、事業性によらず、一定の離隔距離を確保することで、可能な限り回避、低減を図ったものと評価しているとのことです。

最後に、7ページの4-25の②をご覧ください。

動物の評価結果ですが、本事業の区域は、海岸から近く、内陸部も丘陵状であるなど、オジロワシが衝突する可能性の高い事業の特徴を示しているのではないかと指摘し、見解を問いました。これに対して、事業者からは、道東・道北地域と比較すると、オジロワシの絶対的な飛来数が少ない地域に当たる、現地調査結果や専門家の助言を踏まえて、適切な対応に努めたいとのことです。

簡単ですが、1次質問と回答は以上とさせていただきます。

資料1-2については、適宜、ご参照いただければと思います。

なお、本日の審議の後、委員の皆様には、来週の15日の月曜日を期限として2次質問をお願いしたいと考えておりますので、改めてメールをさせていただきたいと思います。

事務局からは以上です。

ご審議についてよろしくお願いいたします。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見を願います。

○白木委員 質問事項の4-2の②についてです。

配慮書ではヒアリングをやっていないということで、今後、方法書段階では、複数人へのヒアリングを行うのが望ましいと考えますがというところの回答に、複数人を対象にヒアリングを実施しますとあります。しかしながら、ヒアリング結果の解釈に当たっては、

回答者の多数によらず、科学的妥当性等を踏まえて判断しますということで、これは、有識者にヒアリングをして、回答者の多数によらず、有識者が言っていることの科学的妥当性等を踏まえて、事業者が何を判断するのかという辺りが分からないので、回答を求めていますか。

○事務局（武田課長補佐） では、意図をもう少し詳しく聞かせてくださいというふうに質問します。

○山下会長 ほかにご質問はありませんか。

○高橋委員 資料に沿って、騒音について何点かお伺いしたいと思います。

まず、1ページの2-7の500メートルのところに、前のものを参考に最低限の離隔距離を確保と書いてあるのですが、この最低限というのはどういう意味なのでしょう。また、前のどの部分を参考にしているのかというのがよく分からないので、その辺について教えていただきたいと思います。

次に、4ページの4-4の超低周波音についてです。

超低周波音を選ばなかったということで、その後の対応として、回答にあります「一般社団法人日本風力発電協会に対する要請文」を踏まえ、住民に丁寧に説明しますということが書かれています。

その要請文は、環境アセスの項目として、予測、調査、評価を行うことを含め、丁寧な説明をしましょうというふうになっていると思うのですが、要するに、今の配慮書段階ではアセスの項目として取り上げないということを最初に言ってしまうということではよろしいのでしょうか。

要請文というのは、そういったものも含めて検討してくださいというものだと思うので、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

次に、先ほど説明していただいた6ページの4-12についてです。

4-10では、安全を見て、500メートル離れているから大丈夫だよという計算がされているのですが、それはあくまでも1基に対しての話であって、それが複数であるところまで拡張して考えていいものなのかどうかをお伺いしたいと思います。

○事務局（武田課長補佐） 最後の4-12から行きますが、これは500メートルの離隔距離の根拠と1基と複数の場合では考え方が違うのではないかといいですか。

○高橋委員 1基で計算すると45デシベルを下回りますということで、今回のものが1基だけしか建たないのであればこれで構わないのですけれども、複数建つわけですね。そうなると、当然のように複数の影響があるわけで、それは安全を見てやっているから大丈夫だという議論になるのかもしれませんが、逆の言い方をすると、これだけ際どい45デシベルというラインであるのであれば、複数のものが建ったときには、超える可能性も考えられると思うのです。だから、単体の考え方は4-10で構わないと思うのですが、全体として回避されていますというところまで持っていくのはどうなのかなと思っ

たのです。

○事務局（武田課長補佐） 了解しました。この点については、1基の場合だけでなく、複合した場合の考え方も含めて、十分な予測、評価をすべきではないかという質問をしたいと思います。

次に、超低周波音については、事業者回答が住民からの不安や懸念が示された場合は丁寧な質問に努めますということにとどまっていますけれども、委員の指摘の要請のことを踏まえ、具体的に調査を行った上で、その結果を示すつもりはないのかということを確認したいと思います。

一番最初はどんな質問でしたか。

○高橋委員 要は、500メートルを想定範囲とした根拠を教えてくださいという質問に対して、前の事業を参考に最低限の隔離を確保とありますが、その最低限という意味と前のどの部分を参考にしたのかがよく分からないということです。

○事務局（武田課長補佐） 2-7の質問のところですね。これは、いずれも先行している事業が最低限の離隔距離を500メートルとしていることを参考にしているという意味だと思うのですが、檜山エリア洋上も配慮書段階で、先行事例を参考に500メートルとしているだけなので、どのような科学的な基準で隔離を設定したのかという聞き方で確認する形でよろしいでしょうか。

○高橋委員 先行事例を参考にしてもらってもいいのですが、先行事例のどの部分を参考にしているのか、我々には分からないと思うのです。

また、その想定範囲というのは、多分、違うとは思いますが、あくまでも騒音だけを見て言っているということなのですか。

○事務局（武田課長補佐） この部分については、先行事例では騒音を500メートルと設定していたので、それを基準にしたということです。

○高橋委員 あくまでも騒音だけで範囲を決めたと理解していいのですか。

○事務局（武田課長補佐） この部分については、そういう内容です。

○高橋委員 これは、大分最初のほうに書いてあることですよ。要するに、範囲を決めた根拠として事業性云々があるでしょうけれども、それを除いて500メートルという数字というのはあくまでも騒音にしか関係していないという意味ですか。

○事務局（武田課長補佐） 委員のおっしゃることが分かりました。

これは最初のほうにあるため、確かに騒音を基に500メートルとしているかどうかは明確にしていないので、確認しなければなりませんね。

○高橋委員 それから、もし参考にしたのであれば、参考先がどういう根拠で500メートルにしているのかというのを併せて聞いていただければと思います。

○事務局（武田課長補佐） ほかにありませんか。

○白木委員 今度は4-1でヒアリングをしなかった理由について問うていますが、回答としては、まず、得られた文献で配慮事項の検討に資する情報は得られていると考え

ているのでやらなかったということと、専門家については、当該地域で調査研究を実施している適切な専門家の情報を把握することができなかつたため、実施しませんでしたとあります。

まず、得られた文献だけで十分であるというのは、それを判断するのが専門家かなという気もするのですが、文献を見たところ、この地域で近年の生物を網羅しているようなものはないような気がするので、これで十分だという根拠と、適切な専門家がいなかったことについては、どういった探し方をして把握することができなかつたと言っているのか、聞いてみていただきたいなと思います。

それから、4-3の前倒し調査に関して、猛禽類については前倒し調査を実施する可能性があるとして書いてあるのですが、実施するかしないかという可能性はどうやって判断されるのかということを確認してください。

○事務局（武田課長補佐） 今のご指摘のところは確認します。

○山下会長 ほかにありませんか。

○河野委員 先ほどの騒音について、Q&Aの5ページの4-12に業者の根拠が書かれていますが、これは正しいですか。その確認をお願いしたいです。

○高橋委員 先ほども言いましたように、4-10では、風車が1基あって、そこからこれだけ離れたらこれだけのレベルに落ちますよという計算がされていますので、単基について、これをもって500メートルに設定しましたということであれば、それはそれでいいと思います。

ただ、今回の事業は、どこに建つかは分からないのですけれども、複数のものが建つということであれば、複数での評価はやっぱり要るのではないかと思ったので、最終的に4-12で影響がないですよと言うためには、複数の影響を考慮しなくてはいけないのではないかとこのことを申し上げました。

○河野委員 この場合の騒音レベルというのは、全ての周波数を足し合わせたときのレベルですよ。

○高橋委員 そうです。多分、各周波数帯のレベルが幾らという細かいところまでは計算していないと思いますが、全体を足し合わせて、最大限で110デシベルというのを想定していると思います。それぐらいのパワーレベルを割ったときに、どれぐらいまでの広がりがあるかということ単純に計算していただきたいのです。

○河野委員 夜間の基準の45デシベルというのは、どういうことですか。

○高橋委員 昔から環境基準等々で言われているのですけれども、環境基準は、要するに、睡眠に影響するレベルがどれぐらいかで決められているわけです。人が寝る際に影響がないレベルというのは、忘れてしまって申し訳ないのですけれども、三十いくつという大変低い値なのです。人が睡眠を取るときは家の中にいますので、家の減衰を考慮すると、人が安心して暮らせるレベルは、外で大体45デシベルというのが昔からの考え方としてあるということです。

○河野委員 分かりました。最近、話題になっている低周波や超低周波については含まれていないので、その点について指摘させていただきたいと思います。

○高橋委員 ここは騒音ですので、多分、超低周波音については全く関係ない話になってきます。

超低周波音については、先ほど言いましたように、項目から外れている云々という状況がいろいろありますが、業者が書いているように、住民に対しての最低限の説明はやっぱり必要だろうし、住民のほうで不安があるということであれば、今後、方法書なり準備書なりに進むに当たって、ちゃんと項目として考えてもらってもいいのではないかという議論に発展していただければいいのかなと考えています。

○山下会長 ほかにありませんか。

○玉田委員 他事業との関係で、北檜山ウインドファームと区域が丸々重なっているということで、2-9の質問で、同時に成立することは不可能だと思われませんが、他事業との調整はどうなっているのかを聞いた結果、熟度が高まった段階においてという回答になっています。

先ほどの説明のように、4月28日に知事意見を出すということは、先日、日程調整があった次の4月の審議会でたたき台が出て、意見を出すというスケジュールになってきますか。

○事務局（武田課長補佐） 次回でそうなります。

○玉田委員 Q&Aの2-9の回答の熟度が高まった段階で先行事業者と調整するというのは、どこの段階なのかよく分かりませんが、多分、今回の配慮書の段階では間に合わないという考え方になるのかなと思います。

そうすると、我々が出せる意見としては、もちろん図書に対しての細かい意見は付け加わると思います。今、資料を見ていないので、北檜山ウインドファームの配慮書のときにどういう知事意見を出したか分からないのですが、ここの地域はこういうことに配慮してくださいという意見については、基本的に前回出したものを参考にしながらつくっていくことになると考えていいのですね。

○事務局（武田課長補佐） 北檜山については、この時点では、まだ配慮書の対象となっていない事業でした。

○玉田委員 いずれにしても、前回の北檜山を少しにらみながら意見を考えていかなければいけないということですね。

○事務局（武田課長補佐） そういうことになります。

○山下会長 ほかにありませんか。

○押田委員 僕も、先ほど白木委員がおっしゃられていた4-1の専門家ヒアリングのところがすごく気になっています。コウモリ類についてもヒアリングを全然していないようです。

例えば、図書の50ページのコウモリの分布なんかを見ていると、2015年、20

16年という資料が使われています。僕はこの会議で何度も申し上げているかもしれませんが、この渡島エリアは、コウモリ研究者の間で、2年ぐらい前からコヤマコウモリという日本の固有種が問題になっており、2019年は、たしか5個体が上ノ国の風車で死んでいることが確認されています。いるかいないかも分からないような非常に難しい問題なので、あまり全部に触れ始めると切りがなくなるかもしれませんが、こういうデリケートな問題がすぐそばのエリアにあることを念頭に置いておくことはすごく大切だと思います。

今回は専門家ヒアリングをされていないのですが、現状の選定基準の種以外のものも少し考慮に入れた考え方をしていただけるといいなと思いました。

僕の勝手な意見ですが、よろしくお願ひいたします。

○事務局（武田課長補佐） コウモリについては、そのような希少種の存在も踏まえて、専門家から適切に情報を得るようというのを指摘する形でよろしいでしょうか。

○押田委員 ぜひそのようにしていただけると助かります。

○山下会長 ほかにご意見はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 それでは、議事（2）に移ります。

本日1回目の審議となります（仮称）島牧ウィンドファーム事業環境影響評価方法書についてです。事務局から、事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（小林主事） 事務局の小林です。よろしくお願いします。

使用する資料は、方法書の水色の図書と資料2-1から2-3となります。

本案件は、昨年10月に配慮書に係る答申をいただきましたコスモエコパワー株式会社による陸上風力発電事業です。

このたび方法書が送付され、12月1日付で本審議会に諮問させていただいております。

縦覧期間は11月30日から1月8日までで、一般意見の募集は1月22日までとなっております。

また、方法書に対する意見の概要と事業者の見解が2月5日に提出され、それに伴い、知事意見の提出は5月6日までとなっております。

それでは、最初に、資料2-1について説明いたします。

意見の概要と事業者の見解については、通常、2回目の審議会の際に説明することが多いのですが、本件については、2月の時点で既に提出されていること、また、現時点で特段懸念される環境影響が他事業と比べ確認されていないこと、案件の増加に伴い、効率化のため審議を2回とする予定であることなどを勘案し、今回の審議会において説明させていただきます。

それでは、まず、3ページをご覧ください。

方法書説明会の開催について記載がありまして、島牧村は12月13日、寿都町は12

月14日に開催していますが、黒松内町については、真ん中の米印の辺りに記載があるとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会場が閉鎖となってしまったため、代替措置として黒松内町役場及び説明会会場に配付資料を設置し、事業者ホームページで資料の公開を行っております。

次に、4ページの第2章からをご覧ください。

こちらは一般の意見で、意見の総数は5通になりますが、うち1件については同じ者から複数の自治体に投函があったため、意見があったのは4名からとなります。そのうち、4ページのA氏、5ページのB氏からの意見については、ほかの案件でも見られるコウモリ類についての意見となっており、12ページのC氏及びD氏については、黒松内町在住の方からの意見となっております。

コウモリ類に関する意見については、事業者の見解のうち、その多くは専門家の助言も踏まえながら検討するとの回答になっていますが、1点、9ページのナンバー23において、音声録音調査の期間を当初の5月から10月までから、安全側に立ち、4月から11月までとすることを求める意見については、その意見を踏まえ、4月から11月まで調査を行うこととするの見解となっております。

また、黒松内町在住のC氏及びD氏からの意見については、ともに黒松内ぶなの森自然学校、黒松内町ブナセンターが人触れの場に含まれていないこと、また、ミズナラの巨木がある場所を避けることについて述べており、事業者の見解では、ミズナラについては、今後の現地調査により位置を把握し、十分な保全措置を検討するとの見解が述べられています。

それでは、次に、図書の概要を説明いたします。

配慮書と同じ部分については、基本的に説明を省略し、変更があった点及び重要な点について説明させていただきます。

まず、後ろのほうになりますが、396ページ及び397ページをご覧ください。

対象事業実施区域の面積が配慮書の937ヘクタールから931ヘクタールへ変更となっております。現地調査により判明した植生自然度10のヨシ群落の部分を除外した一方で、風力発電機設置位置の検討により、北側及び北東側を新たに対象事業実施区域に含める必要が生じ、これに伴う面積の変更となります。

次に、植物についてです。

79ページをご覧ください。

こちらは、現存植生図を基に、航空写真判読及び現地調査の実施、ドローンによる撮影などにより、相観植生図が作成されております。対象事業実施区域内は、北側にダケカンバササ群落が多く、南側にはササ群落、耕作放棄地などが広がっています。

次に、102ページをご覧ください。

今回作成された相観植生図において、対象事業実施区域に重要な群落は確認されていませんが、周囲に植生自然度10のヨシクラスと9のエゾイタヤシナノキ群落が存在して

います。

一方、風力発電機設置予定地のほとんどが保安林区域内に存在しています。

次に、主要な眺望点についてです。

6章の331ページ及び332ページをご覧ください。

対象事業実施区域の周囲にある歌島高原、寿都神社などが選定されていますが、方法書では、このほかに地域住民が一般的に利用する施設が追加されています。

続きまして、274ページをご覧ください。

環境影響評価の項目及び手法についてご説明いたします。

項目の選定結果の一覧ですが、一般的な陸上風力に関わる項目はおおむね選定されています。

また、超低周波音については、参考項目ではありませんが、対象事業実施区域の周囲に住宅が存在することから、環境影響評価項目として選定することとしています。

277ページをご覧ください。

こちらは専門家ヒアリングの結果が掲載されており、主に鳥類やコウモリ類をはじめとした動植物全般について、生息情報や調査手法に関する助言などが得られています。

次に、280ページをご覧ください。

こちらのページ以降には、調査、予測及び評価の具体的な手法が記載されており、基本的には、発電所アセスの手引などに示されている一般的な手法が選定されています。

調査手法等については、1次質問と回答のほうで何点か触れますので、図書の説明は以上といたします。

続きまして、資料2-2に沿い、1次質問及び事業者回答について何点かご説明いたします。

資料2-2の3ページ、3-6をご覧ください。

こちらでは、配慮書に引き続き、風力発電機設置予定地の大部分が保安林に位置しており、なぜこの区域を避けた計画としなかったのかを質問いたしました。これに対して、事業者からは、これまで多くの事業で保安林の作業許可及び解除許可の実績があるため、事業実施が可能であると判断した、また、保安林が分布するエリアは、標高が高く、風況条件が良好であるとともに、土地の高低差が少なく、大幅な改変を伴わないエリアであるためとのことです。

なお、土地の高低差が分かる資料として、非公開資料となりますが、資料2-3の11ページ及び12ページ、添付資料1-8に事業者が測量した図面が掲載されています。

資料2-2に戻りまして、7ページの6-17をご覧ください。

渡り鳥の現地調査については、春、秋にそれぞれ2回、3日程度としていますが、渡り鳥の行動は、気象条件やその年の気候などによる変動が大きく、種類によって渡りの時期が異なることから、渡りの実態を適切に把握できないのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、限られた調査期間で可能な限り当該地域の渡りの状況を把握で

きるよう、専門家からの助言を得つつ、今後、詳細な時期を検討する、また、必要に応じて追加調査を実施するとのことです。

次に、同じページの6-19、6-20をご覧ください。

コウモリ類の音声録音調査及び高高度調査の機器の設置高さ及びカバー高さについて質問いたしました。これに対して、事業者からは、音声録音調査については、機器は地上高1.5メートル程度、カバー範囲は30メートル程度、高高度調査については、機器は地上高20メートル及び50メートル、カバー範囲はそれぞれ10メートルから30メートル及び40メートルから60メートルであるとのことです。

次に、8ページの6-25をご覧ください。

同じく、コウモリ類についての質問で、高高度調査の地点は、耕作放棄地やササ群落が広がっていますが、ダケカンバーササ群落が広がる環境では異なった結果となる可能性があります。1か所の調査では不十分ではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、高高度調査は、風況観測塔で実施するため1か所となり、ダケカンバーササ群落を含むほかの環境については、音声録音調査で地上にバットディテクターを設置し、可能な限り広範囲、多様な環境で飛翔状況を把握したいとのことです。

最後に、同じページの6-30、6-31をご覧ください。

景観についての質問になります。

6-30では、道道523号美川黒松内線沿いからの眺めについて、眺望点を追加し、影響を評価すべきではないかと質問しております。これに対して、事業者からは、道道沿いに眺望点を選定し、影響を予測するとのことです。

また、6-31では、事務局により行った現地確認の結果、幾つかの眺望点について、近くの別の施設のほうがよいのではないかとということについて質問しています。これに対して、事業者からは、今後の現地調査により詳細な撮影位置を検討するため、眺望点は、今後、見直す可能性があるとのことです。

1次質問及び事業者回答については以上とさせていただきます。

なお、本案件につきましても、審議をいただいた後に、先ほどの案件と同様、3月15日を期限として2次質問の依頼をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上となります。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見を願います。

○玉田委員 今回は方法書で、準備書では、多分、ワシの衝突確率が出てくると思います。

そこで、最近、ずっと指摘しているとおり、事業エリア全体の衝突確率のマップを出してくださいということはこの段階で質問していただだけませんか。

○事務局（武田課長補佐） 分かりました。そのようにいたします。

○山下会長 ほかにありませんか。

○白木委員 質問6-17で渡り鳥の調査回数と日数に関わる質問をされていて、限られた調査機会でも可能な限り渡りの状況を把握できるような回答なのですが、実際には、専門家、有識者へのヒアリング結果でも、ガンカモ、ハクチョウ、ウミワシ類、シギ・チドリ、一般鳥類など、いろんな種があるので、実際にこの日程で気象条件等も踏まえてカバーできるのかというのは疑問が残ります。

それで、限られた調査機会というのは、初めからその日程でやるというふうに決めているように読めるのですが、そうではなく、やはり必要な内容を網羅できるような調査日程にすべきではないかなと思うので、事業者の考え方を伺います。

○事務局（武田課長補佐） それでは、これで十分な調査ができるかどうか疑問があるので、改めて事業者の考えをお聞きします。

○白木委員 また、有識者の方がそれでいいと言ったのかも含めて、お願いします。

○山下会長 ほかにありませんか。

○奈良委員 先ほどご説明いただいた資料2-1の3-6の保安林についてです。

計画するに当たり、今までも解除手続きができていて、都合がいいからということで、保安林内での事業実施がどんどん出てくると、保安林を保護する意味がなくなるということに危惧しなければいけない状況になるのかなと思っています。

それに対して、林野庁長官の通達文があるのであれば、その都度、こういう形で保安林について質問して、危惧しているよということを委員会のほうから伝えることぐらいしかできないのでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 保安林については、結果的には、保安林の管理者がどう考えるかによりますし、種類についても、解除可能なものと解除できないものがいろいろあって、これも保安林を管理している側の判断に任せることになると思います。

環境アセスメント上では、保安林は自然環境のまとまりの場として扱っているので、基本的には除外することを前提に事業者の対応を聞いていくことになろうかと思っています。

○山下会長 ほかにご質問はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 それでは、次の議事（3）に移ります。

本日1回目の審議となります（仮称）えりも地区風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

なお、冒頭で事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際に申し出てください。

事務局から事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（五十嵐主事） 事務局の五十嵐です。よろしくお願いします。

本案件は、昨年7月から8月にかけて配慮書のご審議をいただきました株式会社 a f

t e r F I Tによる陸上風力発電事業になります。その後、事業者より方法書の提出があり、縦覧期間は本年1月13日から1か月間、一般意見の募集は2月26日までとなっております。

まず、図書により事業の概要を説明いたします。

4ページをご覧ください。

こちらの図は、方法書段階の対象事業実施区域及び風車の配置となります。

次に、配慮書段階との事業計画概要の比較について、図書の後ろのほうの650ページの表7. 2-7をご覧ください。

こちらは比較の表となりますが、発電所出力は、最大47万1,700キロワットから35万2,000キロワットへ変更されており、区域の面積は、約9,520ヘクタールだったものが3,170ヘクタールへと大幅に絞り込まれています。

また、単機出力は、最大5,300キロワットまでだったものが5,500キロワットに変更され、基数については、最大89基だったものが64基まで減少しています。

続いて、前のほうに戻っていただき、26ページをご覧ください。

こちらの図にあるとおり、輸送ルートは、庶野漁港、または、えりも港で陸揚げをし、主に一般国道336号線を利用する予定となっております。

続いて、30ページをご覧ください。

こちらは区域及びその周辺の他事業についてですが、えりも町内に3事業あり、全ての事業で一部の区域が重複しております。

次に、配慮書からの事業計画の変更点等についてご説明いたします。

再度、後ろのほうになりますが、図書の638ページをご覧ください。

こちらの図は、配慮書段階と方法書段階での区域の違いを表した図となっております。

赤色の線で囲まれた部分が配慮書段階の事業実施想定区域で、黒色の線で囲まれた部分が方法書段階の対象事業実施区域の範囲となっております。

区域の変更ですが、北西側の様似町とえりも町との境界辺りに見えます黄色で着色されている区域が配慮書から追加された範囲です。一方で、区域全体に広がっている水色で着色されている区域が配慮書から除外した範囲となっております。

次に、どのような考え方で区域の絞り込み及び風車の配置を行ったかについて、639ページからの図により説明いたします。

まず、639ページは、騒音及び超低周波音、風車の影の影響の観点から考慮したものです。

具体的な風車の配置につきましては、187ページにございますが、えりも町再生可能エネルギー発電設備に関するガイドラインを参考に、風車の配置を住宅や配慮が特に必要な施設等から約1キロメートルの離隔距離を確保することとしています。

続きまして、641ページをご覧ください。

こちらは重要な地形及び地質の観点から考慮したものです。

区域及びその周辺には、景観資源でもある段丘が複数存在しております。絞り込みにより、えりも段丘が除外され、庶野段丘の範囲が減少しています。一方、区域の追加により笛舞段丘の北西の範囲が増加しています。

続きまして、642ページをご覧ください。

こちらは動物、植物及び生態系の観点から考慮したものです。

植物についてですが、南側の区域を除外したため、保安林や自然植生自然度の高い区域が大幅に除外されています。しかし、区域内には依然として保安林等が残っており、また、追加した範囲にも植生自然度9の区域が含まれています。

続きまして、1ページ飛びまして、644ページをご覧ください。

こちらは景観の観点から考慮したものです。

区域の絞り込みにより、襟裳岬や東側の百人浜からの離隔距離を確保しております。一方で、北西の区域の追加により、様似町に近い眺望点であるアポイ岳や身近な視点場である近浦地区などからの距離が減少しております。

続きまして、再び1ページ飛びまして、646ページをご覧ください。

こちらは人と自然との触れ合いの活動の場の観点から考慮したものです。

絞り込みにより、配慮書段階では区域内にあったとんがりロードフットパスが方法書段階の区域から除外されています。一方で、北西の区域の追加により、アポイ岳ジオパークと区域が近接しております。

以上、簡単ではございますが、配慮書からの事業計画の主な変更点となります。

続いて、環境影響評価の項目の選定について、412ページの表をご覧ください。

表のグレー色の箇所がアセス省令の参考項目です。陸上風力に係る項目はおおむね選定されています。

また、超低周波音については、参考項目ではありませんが、区域及びその周辺に住宅等が存在し、影響が生じる可能性があるという理由から選定されております。

次に、416ページからは、専門家ヒアリングの結果と事業者の対応が掲載されています。

そして、426ページ以降は、調査、予測及び評価の手法となっており、基本的には、ほかの風力発電案件と共通の一般的な手法が選定されておりますが、1次質問及びその事業者回答やそれ以降の質問を通じて、調査地点の設定や調査努力量の妥当性について確認していくこととなります。

以上が図書についての説明となります。

続きまして、資料3-1を用いて、1次質問とその回答について簡単にご説明いたします。

まず、3ページの6-1をご覧ください。

オオハンゴンソウを含む侵略的な外来植物の分布情報があることから、拡散や侵入についてどのような環境保全措置を行うのか質問しました。これに対して、事業者からは、拡

散や侵入を防ぐ具体的な措置は計画していないが、今後の現地調査により分布を確認した場合は、確認位置を記録し、改変区域に含まれる場合は、措置の手法について自治体に相談するとのこと。

次に、5ページの6-23をご覧ください。

風車の影について、文献、その他の資料調査のみが示されており、現地調査がなかったことから、現地を踏査し、建物の位置や窓の状況等を調査すべきではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、窓等の建屋の状況は、建て替えの可能性などを踏まえると、必ずしも予測に使用することは適切ではないため、現地調査による把握は想定していないとのこと。

次に、同じく5ページの6-26の①をご覧ください。

渡り鳥のレーダー調査について、春季と秋季の各季1回とされていたことから、春季と秋季の中でどのように適切な時期を選択するのか質問しました。これに対して、事業者からは、対象事業実施区域周辺の渡りの事例や専門家ヒアリングの結果を参考とし、春季の調査を4月、秋季の調査を9月下旬から10月上旬に実施することを想定しているとのこと。

次に、6ページの6-27をご覧ください。

コウモリを除く哺乳類の捕獲調査について、墜落管トラップが1地点5個とあったため、トラップ数は十分量なのか、設定根拠について質問しました。これに対して、事業者からは、主にトガリネズミ類の捕獲を目的としています。トガリネズミはトラップ内で死亡してしまうケースが多く、現状の2晩、18地点、3季の調査計画では、これ以上の調査は負荷が大きくなる可能性があることから、1地点5個に設定したとのこと。

次に、同じく6ページの6-31をご覧ください。

コウモリの捕獲調査地点について、図書の479ページに図がありますが、事業実施区域の西側がほとんどで、東側が少ないのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、専門家ヒアリングにおいて、コウモリ類は、開放空間を飛翔することから、かすみ網等による捕獲は効率が悪いとの意見があったため、夜間調査、定点録音調査及び音声モニタリング調査を主体と考えており、その補足的に捕獲調査を計画するため、コウモリ類の飛翔が考えられる林縁や林縁沿いの林道等を調査地点としたとのこと。

1次質問及び事業者回答については以上です。

なお、本案件につきましても、2次質問について、後ほど委員の皆様にご依頼をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上となります。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○玉田委員 質問が二つあります。まずは簡単なほうからお伺いします。

前の議事と同じように、今回は方法書の案件ですから、ここの段階で予測マップを出し

てくださいという質問をしてください。

○事務局（武田課長補佐） 次の案件も含めて、そのようにいたします。

○玉田委員 次からはもう言いませんから、お願いします。

それから、気になるのは、他事業との関係です。

図書の30ページにエリアは出てきていますが、えりも風力と襟裳岬風力は方法書まで行っていて、風車の位置が出ています。前の図書をちゃんと確認していないので、どういう配置だったのか記憶にないのですが、どうでしたか。

○事務局（武田課長補佐） 事務局も資料を持ってきていないので、今、正確なことは分かりません。

○玉田委員 えりもの関係は、たしか三つ、四つが重なっていて大変だなと思って、ずっと審議していたと思います。方法書では、たしか位置が出ていたと思うのですが、それがどういうふうにしみ分けられているのかを確認した上で、今後、他事業とどういうふうにしみ分けしていくのかということを確認していかなければいけないのかなと思っています。こちら準備不足ですが、その辺のことをこれから準備してください。

○事務局（武田課長補佐） 全部が重なっているわけではなく、少しずつずれていて、特に今回は、襟裳岬の近くと百人浜の辺りを大きく削ったので、その分、ほかの事業と違っているところがあります。一番中央となる大規模牧草地の辺りは、風況が一番いいところなので全ての事業が重なっているのですが、そこら辺も併せて、ほかの事業との関係をどのように考えるのか、改めて確認したいと思います。

○山下会長 ほかにありませんか。

○高橋委員 Q&Aの3ページの6-2についてです。

低周波音としたのは何ですかという質問に対して、扱いが複雑になるため、分かりやすくするために低周波音としたという書きぶりなのですが、私の頭の中では具体的に何が複雑になるのか理解ができないので、もし分かれば教えていただきたいと思います。

また、低周波音という書きぶりにするということは、20ヘルツ以上についても評価するということなのでしょうか。評価するのであれば、何で評価するのかを確認したいと思います。

○事務局（武田課長補佐） まず、調査の仕方についてですが、超低周波音は、従来から行われているような超低周波音に分類されるものについて調査するという考えでよろしいと思います。

それから、分類がなぜ分かりづらいのかということですよ。

○高橋委員 超低周波音ではなく、わざわざ低周波音と書いている意味合いとして、業者からは、扱いが複雑になるので、分かりやすくするために低周波音という項目にしているという説明なのですが、具体的に何が分かりやすくなるのかというのが私には理解できないのです。

逆に、私ら専門からすると、調査なり評価なりをするにしても、超低周波音だけに絞っ

たほうがより分かりやすいのではないかと思うのです。それをあえて低周波音まで広げたということは、要するに、超低周波音以外の可聴域の20ヘルツ以上のところについても評価するという意味合いなのか、であれば、その部分は何で評価するのかというところを確認したいなと思います。

○事務局（武田課長補佐） それでは、実際にどのような分類で評価するのかということを確認したらよろしいですね。

○高橋委員 いいのですけれども、低周波音という分類で評価をしようとしたときに、可聴域についてどう評価するのかというのはずっと問題になっていることだと思うのです。

風力発電については、今の全体のアセス等の流れでいいますと、いろいろ問題はありますけれども、可聴域については騒音のほうで評価して、20ヘルツ以下の部分については超低周波音で評価しましょうという分類になっています。それで分けられているものについて、あえて低周波音という両側にまたがる部分を評価するときに、業者としてどういう評価をやろうとしているのかなというところが分からないのです。

○事務局（竹花環境計画担当課長） 補足させていただきます。

今回の質問は、経産省の主務省令が改正になり、超低周波音が参考項目から外れたということがあります。しかし、図書の412ページのように、選定項目の中で低周波音は超低周波音を含むという形で表記されていますと誤解を生むのではないかということで、超低周波音と分けて、騒音に含めるべきではないかという趣旨で質問しているのです。

これに対し、事業者としては、図書の430ページと432ページですけれども、騒音と低周波音に関し、低周波音については超低周波音を含むが、それぞれ調査手法が異なっているので、調査の手法に合わせて表を区分したと答えられています。

つまり、事業者としては、超低周波音を含む低周波音については、2012年に策定された環境省のマニュアルに基づいて調査を行っていくということです。

○高橋委員 調査手法等々については、低周波音も超低周波音もそんなに変わりはないと思うのですが、超低周波音以外の低周波音域の評価はしないということですか。

○事務局（竹花環境計画担当課長） そこについては、さらに2次質問で確認していきたいと思います。

○山下会長 質問の内容については、高橋委員と事務局の間で調整していただければと思います。

ほかにありませんか。

○押田委員 資料3-1の6ページの6-27についてです。

以前お話をしていたトガリネズミの調査方法について、事業者回答にある捕獲調査については主にトガリネズミ類の捕獲を目的としているというのはいいと思いますが、トガリネズミ類は、生態的特性上、トラップ内で死亡してしまうケースが多く、現状の調査計画の場合、トラップ数を多くすると負荷が大きくなる可能性もあるというところの負荷というのは、トガリネズミに対する負荷と理解してよろしいですね。

また、トガリネズミ類は、踏査時に死体が発見されることもあるため、それらの情報を含め、把握に努めることといたしますと書かれているのですが、トガリネズミの死体は、歩いていてもそんなに簡単に見つかるものではないと思うのです。もちろん何回か行けばたまたま落ちていたりするのですが、僕も今までの人生で五、六回ぐらいしか拾ったことがありません。どのぐらいの頻度で拾えるつもりでいらっしゃるのかということも分かりませんし、こういう回答はどんなのかなと思っています。

**○事務局（武田課長補佐）** 負荷の意味を改めて確認していなかったのですが、これはトガリネズミに対しての負荷と理解していました。

それから、死体の発見率についても確認していませんでしたので、これも事業者に調査結果としてどのくらい使えるものなのかをお聞きしたいでしょうか。

**○押田委員** 一応、それをお尋ねいただきたいのと、これはトガリネズミに対する負荷と書かれていますが、同じ調査地で複数回捕って、あっという間に絶滅してしまうような動物ではありませんので、以前もお話ししましたとおり、それこそ違う環境のところにトラップを20個ぐらいかけて比べるというのは、全然問題ないと思います。

ただ、もしかしたらその中にトウキョウトガリネズミという希少な種が入ってくる可能性があるかもしれません。多分、現状の計画では捕れないと思いますが、そういうものまである程度把握できるような状況で調査をしていただければいいなと思います。

僕もトウキョウトガリネズミのハビタットについてはよく分からないのですが、やられている方からは、ひょっとすると海岸沿い、海浜地区にいたりとか、そこで捕ったというお話なんかもあったりしますので、このエリアは、海に近いということもありますし、そんなことも含めて、今後の対応を考えていただければいいかなと思います。

**○事務局（武田課長補佐）** このような指摘があったということを踏まえ、事業者に調査方法を改めて検討するということと、トウキョウトガリネズミについても情報を得るということを目指したいと思います。

**○山下会長** ほかにありませんか。

**○白木委員** 図書の481ページから十数ページにわたって希少猛禽類の調査地点をどこに設けるかが書かれていて、そこに上空視野は定点から半径3キロメートルぐらい、それ以外に青く示されているのが地上視野と視野範囲が示されています。

それで、上空視野を全部並べると確かに風車建設地点は網羅されているのですが、地上視野については特に西側の部分は非常に乏しいのです。ステーションの16や17なので、497ページと498ページですが、地上まで見えるものがちょっとしかありません。

例えば、ステーション17から見えるほうだということ結構高くなるのではないかなという気もするので、本当にS、M、Lという飛翔高度が取れるのかはちょっと疑問です。

そして、この調査の目的として、飛翔高度のほかに、捕食行動や探餌など、いろいろ書いてあるのですが、この視野で実際にきちんと取れるかというのが疑問なので、その点をご確認いただきたいと思います。

あと、渡りの調査も含めて、例えば、今、ステーションが17個ありますが、この全てで毎回やるのか、それとも、割り振ってやるのか、割り振ってやる場合は、その調査範囲全体をきちんと網羅できるのかということを確認してください。

○事務局（武田課長補佐） 確かに、地上視野がこの程度にしか見えないと、真上にしか見えていないことになりますので、渡り鳥の調査努力量と併せ、改めて確認します。

○山下会長 ほかにご質問はありませんか。

○玉田委員 シマフクロウについてですが、個別に場所が出てくる問題ではないので、ここで話してしまおうと思います。

やはり事業地全体の中にある可能性があるところなので、専門家の意見をちゃんと聞いてというのは、今後、いろんな場所で言っていかなければいけないことだと思います。

我々は、営巣地がどこにあるのか、最近の営巣状況がどうなっているのかについては知り得ませんし、また、シマフクロウは、風車が回転しているところは飛ばないとは思いますが、そういうことに対してどう配慮したらいいのかということについても、今後は、現場でシマフクロウを見ている人たちの意見を聞くようにという意見を出していかなければいけないと思っています。

○事務局（武田課長補佐） 事業者も図書の422ページ、423ページ辺りで専門家の意見を聞いているところですが、知事意見で慎重な対応を求める指摘ができるように、改めて質問を組み立てていきたいと思っています。

○山下会長 ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 それでは、議事録非公開審議について確認します。

委員の皆様から希少種に関してご質問やご意見がある場合は、挙手等をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 そうしましたら、次の議題（4）に入ります。

本日1回目の審議となる（仮称）苫東厚真風力発電事業環境影響評価方法書についてです。事務局から事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（秋山技師） 事務局の秋山です。よろしく申し上げます。

それでは、方法書と資料4-1及び4-2をご用意ください。

事業者は、Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社で、配慮書における答申を今年度の7月にいただき、方法書については2月8日付で諮問させていただきました。

前の議事と同様に、配慮書段階と同じ部分については説明を省略させていただく箇所もございますが、図書の概要をご説明いたします。

まず、図書の3ページをご覧ください。

2. 2. 2及び3に記載のとおり、本案件は陸上風力発電事業であり、発電所の出力は最大3万8,000キロワット、風車の数は10基程度、単機出力が最大4,300キロワットとなっております。

4ページをご覧ください。

対象事業実施区域は、苫小牧市及び厚真町の海岸付近に位置し、面積は約150.4ヘクタールです。

次に、右側の5ページの衛星写真をご覧ください。

6ページ、7ページにその拡大がございます。区域の左下に火力発電所がございますが、事業実施区域の周囲にはほかの風力発電事業はございません。

次に、18ページをご覧ください。

左上の2. 2. 6の1ですが、発電所の配置計画について記載があります。

配置については、今後の現地調査、関係機関等との協議により決定することとしております。

次に、図書の後半の533ページをご覧ください。

ここからは、対象事業実施区域の設定に関する検討の経緯についてご説明いたします。

配慮書以降の検討として4点挙げられておりまして、図では、オレンジ色が方法書での風車の設置対象範囲、紫色の網かけにて配慮書での風車設置対象範囲が示されております。

533ページは、検討の1点目として、海岸保全区域への配慮により配慮書から削除された範囲が示されております。

534ページをご覧ください。

検討の2点目として、住宅への離隔確保の観点から削除された範囲が示されております。関連質問の回答として、500メートル以上の離隔距離を確保できるような配置とすべく、範囲の削除をすることとしたとのことでした。

535ページをご覧ください。

検討の3点目として、植生自然度の高いヨシ群落、海浜植生への配慮から削除された範囲が示されております。図書のほかのページの記載になりますが、この区域の右下に緑色で示されているように、海浜植生において、引き続き設置対象範囲内に生育するものの、事前調査により外来植物が混成する植物群落がモザイク状に分布していることを確認しており、今後の詳細な現地調査や環境保全措置の検討を経て、事業の実施可否を判断することとしております。

536ページをご覧ください。

検討の4点目として、変電所、送電線、道路の点から追加された区域が示されております。

以上が区域の検討の範囲になります。

次に、77ページをご覧ください。

こちらには、チュウヒについて、基礎情報の収集のため、事前調査を行った結果が示さ

れております。あわせて、お配りしているA4判1枚の資料4-2の右側には、調査範囲が示されております。

結果といたしまして、事業実施区域の西側及びその周囲において生息及び繁殖が示唆され、区域の東側では、確認されたが回数は少なく、繁殖を示唆する行動は確認できなかったとのことです。関連質問において、このチュウヒの事前調査結果も踏まえて、事業実施区域の検討を行ったとの回答をいただいております。

次に、植物について、112ページをご覧ください。

こちらには、植生図から自然度の高い植生の分布が確認された海浜部を中心に、基礎情報の収集のために事前調査を行った結果が示されております。

113ページ及び114ページは、先ほど、風車設置範囲の検討においてご説明しましたが、ヨシ群落や海浜部の植物群落の分布及び海浜植物群落と一部の湿性植物群落で、モザイク状に外来植物が混生して分布するのが確認されたとのことです。

次に、173ページをご覧ください。

こちらは風車の設置対象範囲から最も近いものの距離ですが、住宅が約500メートル、学校が約2.5キロメートル、福祉施設が約3.0キロメートルとなっております。

次に、338ページをご覧ください。

こちらは環境影響評価の項目の選定についてですが、一般的な陸上風力に係る項目が全て選定されている状況です。関連質問では、騒音、低周波音の項目分けがアセス省令とは異なりますが、本図書では、人の耳で聞こえる音を騒音の項目で、人の耳で聞こえない音を低周波音で扱うことを便宜的に区分したとの回答をいただいております。

次に、343ページをご覧ください。

ここからは専門家ヒアリングの結果が掲載されておまして、コウモリ類、猛禽類やタンチョウなどの鳥類、両生類及び爬虫類、昆虫類、植物について、調査手法などに関する助言が得られております。

351ページ以降には、調査、予測及び評価の具体的な手法が記載されております。

図書を用いた説明は以上といたしまして、調査手法については、1次質問と回答で触れさせていただきます。

それでは、資料4-1をご用意ください。

まず、1ページから2ページにおいて、動物の重要種や重要な植生について、保全への考え方を質問いたしました。

個別の説明は省略させていただきますが、例えば、質問1-4では、タンチョウの保全について質問いたしました。これに対して、事業者からは、今後の調査において正確な実態の把握が重要である、そのため、タンチョウに注目した調査を実施し、その結果を基に、必要に応じて専門家へご意見等を求めながら、具体的な保全方法を検討していくとのことです。

次に、6ページの質問番号6-1をご覧ください。

事業実施区域に隣接する苫東厚真発電所から発生するばい煙の拡散への影響について質問いたしました。これに対して、事業者からは、風車の後流が煙突付近に及ぶ場合と、逆に煙突側から風車に向かって風が吹く場合の風車の影響が想定される2ケースを挙げ、それぞれについて影響はない、もしくは、小さいと推察されるため、調査、予測、評価については検討していないとのことです。

次に、7ページの質問6-17をご覧ください。

事業実施区域内には、湿地環境もあるため、湿地への濁水の流出や関連施設による影響を質問いたしました。これに対して、事業者からは、まずは地質調査により地下帯水層の位置を把握すること、植生等の有識者へのヒアリングを踏まえて、環境保全措置の検討を想定するとのことです。

また、その一つ下の質問6-18をご覧ください。

事業実施区域が海岸線近くに位置するため、海域への影響について質問いたしました。これに対して、事業者からは、事業実施区域は平坦な地形であり、強制的に河川等も含めて区域外に流出させるような措置を講じない限り、区域内で処理できるとのことです。

次に、1枚めくっていただいて、8ページの質問6-23をご覧ください。

コウモリ類の調査の際の気象条件の比較の必要性について質問いたしました。これに対して、事業者からは、3月から11月頃まで毎月録音し、その期間の気象状況との比較を行うことで、風速と確認例の関係の解析を実施するとのことです。

次に、同じページの質問6-25をご覧ください。

チュウヒについて、繁殖成績やつがい数、営巣位置や行動圏に年変動があるため、自社による調査のみではなく、各種学術調査の結果を取り入れた上での予測、評価の必要性について質問いたしました。これに対して、事業者からは、方法書作成において、関係団体、関係者には、過去調査の結果等をヒアリングしながら、調査方法等への助言をいただいております。今後、自社にて実施する調査結果も開示する中で、鳥類の生息状況をより正確に把握していくことを目的に、関係団体、関係者に協力をお願いしていくとのことです。

あわせて、質問6-26をご覧ください。

その回答において、チュウヒだけではなく、動植物全体について専門家の意見や先行の調査結果を参考に、予測、評価を行っていくとのことです。

次に、9ページの質問6-28をご覧ください。

ウトナイ湖を中心とする重要なフライウェイにどのような影響を及ぼすかについて、調査、予測、評価の必要性を質問いたしました。これに対して、事業者からは、渡り鳥の調査については、ウトナイ湖方面からの飛翔状況についても可能な限り確認できるよう、調査地点も適宜、変更、追加を行い、その把握に努めていく、また、既存の研究結果等も参考にしていくとのことです。

最後になりますが、11ページの質問6-51をご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場である浜厚真海岸において、パラグライダーや四輪バ

ギーなどの活動についての調査の必要性について質問いたしました。これに対して、事業者からは、現地調査で確認された場合はヒアリングをするなど、現況把握に努める、四輪バギーについては、砂浜を走ることは、自然との触れ合いではなく、走行自体を楽しむものとするが、パラグライダーの飛行ルートの確認は重要だと考えるとのこと。

1次質問及び回答については以上とさせていただきます。

なお、本件につきましても、メールにて2次質問をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

事務局からは以上となります。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○白木委員 まず、1-4のタンチョウの保全についてと、ポテンシャルのことが書いてある6-30辺りとも関連があると思います。

タンチョウについては、生息状況についてしか調べないという感じのことが書かれています。ポテンシャルマップというか、営巣適地、将来的な生息可能性を踏まえた結果も出ているので、現状を調べるだけでなく、将来必要な場所をいかに残していくかということに関する調査も必要だと思います。そういう視点での考え方をもう少し具体的に伺いたいということが1点です。

続いて、チュウヒに関してです。

まず、1-5のチュウヒの保全については、広大なヨシ原が存在せず、その広い行動圏が維持できるような環境ではないと考えているということなのですが、恐らく、配慮書段階では、いろんな有識者からの意見として、こういった文献があるよという形で文献が指定されていると思います。

そういったものを読むと、例えば、チュウヒに関しては、採食環境としては500メートルぐらいなので、そのぐらいの範囲内でも生息していて、2キロメートル以内に人工物が建ってしまうと繁殖ができなくなる、消失する、また、この範囲の中でも十分に生息できる、かつ、この中に人工物ができると、そこを放棄したり繁殖成功率が非常に下がる、そして、調査地が勇払原野であるという具体的な示唆がされています。

ここには引用できないと書いてあるのですが、これは実際に文献として出ているので、そういったものをちゃんと読んでいないのではないかなと思うのです。このように指示された文献がありますので、もう一度そういったものを読んでいただいて、ここで言うことの適切性についてご検討をお願いしたいと思います。

○事務局（武田課長補佐） まず、タンチョウについては、6-30の質問でも指摘したとおり、ポテンシャルマップが既に存在していますので、将来的な可能性についてどういう考え方をしているのかというのを再度確認します。

○白木委員 それに対して、生息状況を調べますみたいな回答なので、かみ合っていないのですよね。分かっているしやらないかもしれないので、将来的な生息地も含めて、保

全が必要な場所であるという考え方でお願いします。

○事務局（武田課長補佐） 了解しました。

チュウヒについては、配慮書段階で既に多くの人から、ここは条件がよければ繁殖エリアが重複することが指摘されていますので、そういうことを踏まえてどう考えるのかという指摘が必要だと思います。

次からは、文献をよく読み込んだ上で自分のところの調査もしてくださいという質問をしていきたいと思います。

○白木委員 文献がないと書いてあるので、その辺はもう少し努力が必要ではないかなと思います。

○山下会長 ほかにありませんか。

○高橋委員 Q&Aの6ページの6-3の低周波音についてです。

今回の方法書では、騒音と低周波音の二つに分けたほうが分かりやすいため、便宜的にそうしましたということですよ。ただ、先ほど言いましたように、低周波音には超低周波音以外も含まれるということを考えますと、誤解を非常に与えるのではないかと思います。

特に、最近、超低周波音ではなく、どちらかという、低周波音域についての苦情のほうが多いのではないかと私は思っています。風車についても気になるという事が多く、基本的には聞こえる領域の問題と思っていますが、それも含めた低周波音ということになると非常に誤解が生じるのではないかなと思います。

ですから、低周波音という書きぶりが出てきたときには、その都度、そうではなくて、超低周波音のほうがいいのではないですかという意見を言わせていただきたいと思います。おります。

幾つか言ってしまいましたが、ここで言っている聞こえない音、その他という書きぶりは、完全にイコール超低周波音と理解していいのですよね。

○事務局（武田課長補佐） 一般的な定義における超低周波音ということで整理されていると思います。

○高橋委員 であれば、先ほど言ったように、できれば超低周波音という書きぶりにしてもらったほうが、誤解が生じにくいのではないかと思いますので、意見を述べさせていただきたいと思います。

○事務局（武田課長補佐） 図書による分かりやすさも重視して、表記の仕方を工夫すべきではないかということについて、先ほどの案件も併せて、事業者を確認していきたいと思えます。

○山下会長 ほかにありませんか。

○玉田委員 今回の方法書では、10基程度を設置するという事は出てきていて、具体的にどこどこだという配置計画はまだ出てきていないのですが、方法書では、出してもいいし、まだ出さなくてもいいという扱いでしたよね。

○事務局（武田課長補佐） 方法書の性格から考えると、基本的には配置案を出してくださいというのが原則です。それに基づいて調査方法が適当かどうかを検討します。今回は、仮置きということで資料が出ています。

○事務局（秋山技師） 質問2-3で配置について質問しまして、資料4-2において、あくまでも仮置きですが、仮配置を示していただいております。

○玉田委員 結局、ワシだけではなく、チュウヒもいる、タンチョウもいる、アカモズもいるということで、大変なところなのですが、多分、事業全体を駄目ということはできないので、資料として出てきている配置計画の中で考えていかなければいけないと思います。

そして、オジロワシに関しては、多分、次の準備書の段階で衝突リスクみたいなものが出てくると思うのですが、白木委員が質問したように、タンチョウについては、もうポテンシャルマップがあります。そこで、アカモズやチュウヒはどうかということになるのですが、チュウヒなんかは、多分、技術的にはリスクマップみたいなものがつくれると思いますが、出てこないのですか。今まで出ているのを見たことがないのですが、出すように仕向けることはできませんか。

○事務局（武田課長補佐） 技術的にはオジロワシと一緒になので、検討を求めることは可能かと思います。

○玉田委員 意見書の中でも配慮するよということ、Q&Aの中で検討してくださいというようなジャブを打って、できれば担保を取っていきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） そのような形にしていきます。

○山下会長 ほかにありませんか。

○白木委員 質問事項には具体的に出ていないのですが、オオジシギは、このエリアの中ではかなり重要な種で、近年減りつつありますので、多分、有識者や一般からもオオジシギについていろいろとコメントがあったと思います。

でも、オオジシギについては特別触れていないのですが、やっぱりディスプレイをするというところで確認をしていかなければいけないので、一般鳥類のセンサスとは別の方法を使わないとうまく抽出できない可能性が高いと思うのです。

例えば、よく鳴く時間帯です。一般鳥類の方法だと、15分、1日2回という感じですが、それだと時間設定としては適したものにならないでしょうし、15分というのも短いのです。

現地で調査を続けられている方がいらっしゃいますので、やはり、そういった方にきちんと確認をして、適した時間、頻度、長さで、別枠で調査をするほうがよいと思うのですが、事業者の方の考えを伺いたいと思います。

○事務局（武田課長補佐） 確かに1次質問ではオオジシギのことにあまり触れていませんでした。ただ、オオジシギは希少種だし、別な調査方法が必要であろうという指摘を2次質問でいたします。

○白木委員 6-33の質問に関わるのですが、トラフズク、コミミズクなど、夜行性の鳥類についても幾つか出ていたと思います。

それで、鳴き声により確認するという調査方法に対して、越冬期にはあまり鳴かないのではないかという質問をしていて、その回答として、越冬期に関しては、日中の飛翔状況やとまりの確認などを行ってまいりますということなのですが、夜行性の鳥類について、コミミズクは少し明るい夕方でも出てくると思いますし、トラフズクはもっと遅い時間になるでしょうし、それをどう確認するかということを問うているので、回答がおかしいかなと思います。もう少し適切な調査方法を書きいただきたいと思います。

○山下会長 ほかにありませんか。

○玉田委員 関連です。手短に言います。

先ほど白木委員が言ったように、オオジシギの関係もとても大事なのですが、チュウヒと同じように、リスクマップができると、かなり深い議論ができます。ただ、オオジシギまでそれを広げられるかどうかというのは、先ほど質問をしていてちょっと気になっていながら言わなかったのですけれども、できればチュウヒだけではなくというような形で質問してください。

○事務局（武田課長補佐） オオジシギの場合、どこまでの高さを飛ぶかというのは当然あると思いますので、そのような確認も必要ではないかという質問を入れていきます。

○山下会長 ほかにありませんか。

○河野委員 事務局でもよろしいですし、高橋委員でも構いませんが、騒音のことについて質問をしたいと思います。

音の大きさというのは、どれだけ離れているかと同時に、音源に依存しますよね。つまり、1本よりも2本、3本、4本のほうが音は大きくといいますか、密度に依存するはずで、配置に関係してくると思うのです。配置が分からないうちにどのようにそれを評価するかですが、どういうふうにかえたらいいですか。環境省か何かのガイドラインはありますか。

○事務局（武田課長補佐） この段階ではまだ評価をしないのですが、準備書に当たっては、実際に配置を決めて、それぞれの風車からの騒音の拡散をシミュレーションして、測定地点では、複数の風車の影響がどのように及ぶかを併せて評価することになるかと思えます。

高橋委員、そのような考えでよろしいですか。

○高橋委員 いいと思います。

環境省の考え方がどうかはよく分からないのですが、音でいいますと、先ほど言いましたように、当然、音が出るものが幾つか集まるとエネルギーとしては大きくなります。音は、対数といいますか、ログで取るので、距離が離れますと、それだけ対数関係で騒音レベルが落ちていきます。ですから、ある程度近いものからの影響は非常に強いのですけれども、そこからちょっと離れたものについては数値的にはあまり効いてこないというこ

とがあります。

一般的には、エリアがあって、対象となるところの一番近いところに建てたとき、あるいは、そのそばに幾らか建てたとき、最大値がこうなりますというような安全側を見て評価することになります。

ですから、全体の密度を求めてまでの細かい計算はしなくても、極端なことを言えば、対象となる地点の近傍に対象となるものを全部建ててやってやれば、絶対にそれ以上は大きくならないというような安全側を見たような評価ということはできるのではないかなと思います。

また、密度まで正確に出すかですが、今はソフトがたくさんありますので、やる気になれば簡単にできると思うのです。業者にはできればそこまでやってもらえればいいとは思いますが、必ずしもそこまでを全部やる必要はないのかなと思います。

○河野委員 業者さんを弁護する気はないのですけれども、足し算にはならないので、一番境界のところからの0.5キロメートルにしたと思うのですね。

0.5キロメートルというのは、短いのか長いのかは議論なのですが、そういうふうに離隔距離でもってやるしかないというのが、まだ分布が分からないときのやり方なのではないかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○高橋委員 そのとおりだと思います。ですから、最初の段階では、単純に事業実施区域の一番近い地点からの距離だけで評価するしかないですね。

○河野委員 ということは、私の一番最初の2-10の質問の騒音レベル云々の話の根拠はあれっということになりますか。

○高橋委員 あれは、最短距離のところから1基が建ったときに、44.何デシベルになりますよという計算式だと思うのです。そうではなくて、先ほど言ったように、もっと安全を見るのであれば、風車なので、本当に近くには建てられないですけれども、かといって、五百数十メートル離れたというものが幾つか近くに建ったときには、少なくとも足し算がゼロにはならないので、コンマ何デシベル程度は上がっていくことも考えられます。

ただ、事業者も45デシベルがどうだという話はしておらず、45デシベルの近傍と言っているのも、あれ自体には問題はないのです。ただ、それをもって、幾つか建ったときに問題ないですよと言い切ってしまうといいのかどうかです。

○河野委員 ということは、配慮書の段階では、500メートルではなく、プラスアルファで見ておくべき、もしくは、500メートル、1キロメートル、2キロメートルで民家の数を出しておくべきであるという話になりますか。

○高橋委員 500メートルの根拠はということについて、計算すると500メートルという数字はある程度妥当な線とは出てきます。

例えば、石狩市のゾーニング計画においては、住民とのいろいろなやり取りのほか、幾つかを建てたときのシミュレーションをし、500メートルよりもう少し長い数字というものを、これには単純な数字だけではない話も含まれていますが、そういった離隔距離と

いうのも出てきていますので、何が何でも500メートルがあれば絶対大丈夫だよという議論にはならないのではないかなと思っています。

○河野委員 今後、配慮書において騒音に関してどう書いていいのかを指し示す必要はありませんか。

○高橋委員 そこは難しいですね。

ただ、今までも、環境省が実施した風車の苦情に関する資料を基に、500メートル以下だと苦情の数が少ないということから500メートルとしているということもありますし、計算した結果、影響はあまりないですという結果になっているということもあります。

ですから、500メートルというのはある程度のめどにはなるのでしようけれども、かといって、それが絶対的に安全な数字なのかということとそうではないということです。先ほど言ったとおり、500メートル以上でも苦情は出ているわけですから、それだけをもって500メートルで大丈夫だよとは言えないのです。

騒音など、感覚によるものというのは数字だけではなかなか切れないところがあり、非常に難しいところだと思うのですね。ですから、基本的には、先ほどいったように、数値的に500メートルとする、あるいは、こういった数字が出ています、どこかでは1キロメートルの範囲を対象として考えましょうなど、そういったものから総合的に判断するしかないのではないかと思います。

○事務局（武田課長補佐） 配慮書段階では、風車の配置が決まっておらず、あくまでも事業実施想定区域として考えられる一番外枠からの距離で見ているので、必ずしも500メートルの離隔距離と決まっているわけではないのです。

ですから、配慮者段階では、なるべく安全側に立った離隔距離を確保してくださいという書き方で、500メートルというのは一応の目安になっているのが現状です。

今回は方法書段階なので、まだ配置が決まっていないのですが、その段階で実際にどの程度の離隔距離が確保されているか、それから、準備書において、調査の結果、騒音の影響がどの程度あるかを判断し、実際には評価していくことになると思いますので、500メートルの扱いはこうしなければならないというのは配慮書の段階で決める問題ではないかなと思います。

○河野委員 これからも、取りあえず500メートルで出てきたときはそうだなということになるのですか。

○事務局（武田課長補佐） というよりも、その根拠は果たしてどこにあるのですか、本当にそれで大丈夫ですかという聞き方をすることになるかと思っています。

○河野委員 でも、そう書くと、業者が一番最初のQ&Aの答えしか書けないですね。

○事務局（武田課長補佐） まだ評価をしていないので、ここでは、あくまでも目安としてこうしましたという考え方が示されるだけかと思っています。

○高橋委員 私も4-10の1基の計算をさらに広げ、何基か建ったときでも大丈夫ですよと書かれていれば問題ないと思います。

○河野委員 足し算ではないので、倍にはならないということですよね。

○高橋委員 ならないです。多分、コンマ以下のレベルでしか変わらないと思います。

○山下会長 ほかにありませんか。

○白木委員 質問にはなく、図書の394ページなどにあるのですが、鳥類の調査地点についてです。

これは一般鳥類のポイントセンサスですが、西側のエリアでは、風力発電施設の近くにはポイントがあっても、それ以外の設置物の工事をしたり建物をつくったりするような場所には何もポイントがないのです。

これは404ページの越冬鳥類でも同じような感じで、北側には何もポイントが設けられておりません。

風車は造らなくても何らかの事業をやる可能性がある場所で、しかも、特に北東側はIBAやKBAの隣接地になっていて、植生自然度が結構高いようなところも入っているのです。特に、KBAなど、保護区には影響を与えないという意向がかなり強いのですが、そこを一体として利用している生物もいますから、ここは無視していい場所ではないと思うのです。

そのため、北側に関しても調査地に入れるべきではないか、ポイントを設けるべきではないかということをお聞きしたいです。

もう一つ、今回は、いろんな希少種がいて、例えば、チュウヒに関しては、かなり狭いエリアでいろんな調査が入り組んでいて、影響を与えてしまう可能性があるのではないかと思いますので、いつどこで何をやるかという各調査のロードマップ的なものを整理して示していただけたいということをお願いしたいです。調査自体がほかの鳥類のディスターブになってしまう可能性もありますので、もちろん調べなければいけないのですけれども、かつ影響のないようにということをお考えなければいけないのかなと。

今のこの資料だけだとその辺りが分かりづらいので、項目ごと、あるいは、対象種ごとに、時間軸に沿って、特に並行して何をやるのかという辺りが分かるようなロードマップを作成いただけたいというお願いをしてもらえますか。

○事務局（武田課長補佐） まず、調査ポイントの置き方の考え方、それから、チュウヒにディスターブにならないようにというのは質問の中でも入れ込んでいたところですが、それをロードマップで示し、具体的に分かりやすく説明してくださいということです。

○白木委員 チュウヒだけではなく、ほかの希少鳥類もいますし、それがいつどこでどうなるかはよく分からないので、その辺りを考えるための検討資料としてロードマップを出していただきたいということです。

○山下会長 ほかにありませんか。

○河野委員 Q&Aの6ページの6-1のばい煙についてです。

発電所が出すばい煙が下に降りるのではないかとということで、回答では海から来る風はあまり大きくないと言っているわけですが、風を測っている場所は地上付近なので、

ハブ高、もしくは、それより高いところの風は小さくないかもしれません。風車で混合されたばい煙が下に降りてくることもあり得るということの後で質問しますので、よろしくをお願いします。

○山下会長 ほかにご意見はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山下会長 これで4件が終わりましたので、ここで10分弱の休憩を入れたいと思います。

4時から再開いたします。

[ 休 憩 ]

○山下会長 それでは、再開いたします。

議事(5)に移ります。

本日3回目の審議となります(仮称)北海道小樽余市風力発電所環境影響評価方法書についてです。事務局から主な3次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明をお願いします。

○事務局(塚本主査) 塚本からご説明いたします。

それでは、初めに、資料5-1の3次質問と事業者回答をご覧ください。

時間も限られていますので、3本に絞ってご説明したいと思います。

最初に、11ページの6-12をご覧ください。

騒音の現地調査についてですが、4季ではなく2季としていることについて、事業者から提出されました一般意見において、騒音に関する詳しい調査、予測を求める意見が多く提出されていたので、これを踏まえて、改めて必要十分な調査頻度を検討願うとしました。これに対して、事業者からは、季節的な変化が想定される場合は、特徴的な音が少ない時期を調査対象とすることで、安全側の評価ができると考えているとのことです。

次に、14ページの追加6-60をご覧ください。

動物の調査手法に関する質問で、2次質問に続きまして、トガリネズミ類を対象としたピットフォールトラップについては、前例にとらわれず、適正な設置数による調査をすべきと指摘しました。これに対して、事業者からは、意見を踏まえて、トラップのサイズ、設置数の変更を検討するとのことです。

次に、18ページの追加6-65、3次質問の①をご覧ください。

景観の予測、評価に関する質問です。

これまでの質疑応答では前向きな回答が得られていなかった部分ですが、今回、方法書に対して、塩谷丸山をはじめ、景観への影響を懸念する意見が多数提出されたことを踏まえ、改めてフォトモンタージュを早い段階から利用者や地域住民に示し、意見を聞いた上で予測、評価を行う必要があるのではないかとし、見解を問いました。これに対して、事

業者からは、風車の機種や配置計画が具体化した段階でフォトモンタージュを作成し、一定以上の影響が想定される眺望点において、利用者等の意見を伺うことを検討することです。

簡単ですが、資料5-1は以上とさせていただきます。

続いて、資料5-2は、メールでのみお送りした追加の資料になりますけれども、関係市町長の意見でございます。

今回の関係市町は、小樽市及び余市町になります。

まず、小樽市長の意見は14項目ありまして、一部に絞ってご紹介しますと、2では、住民等へ情報を積極的に提供するとともに、丁寧かつ誠実な説明会を行い、十分な理解が得られるよう努めることなどが記載されております。

3は、低周波音についての対応や調査地点の追加を求める意見でございます。

それから、2ページ目以降になりますが、5では動植物及び生態系への影響、8では自然景観や眺望景観について、11ではほかの発電事業との累積的、複合的な影響についてなどに関する意見が述べられております。

次に、最後の4ページ目になりますが、余市町長意見になります。

こちらは6項目ありまして、1は住民への誠意ある対応などを求める意見、2は低周波音や風車の影についての意見です。このほか、自然環境や景観、動植物、生態系、事業終了後の原状回復などに関する意見が述べられております。

5-2については以上とさせていただきます。

それでは、資料5-3の答申文（案）たたき台についてご説明をいたします。

たたき台については、最近のほかの方法書の答申をベースとしながら、審議経過などを勘案して調整させていただいております。

まず、前書きですが、こちらは従来どおり1段落目に事業の特性を、2段落目からは地域特性を記載しまして、以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

続いて、1の総括的事項の（1）ですが、こちらも従来ベースで、全体的な留意事項として、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること、複数の専門家等の助言を得るなどしながら、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることなどを記載しております。

（2）は、区域の絞り込みについてですが、本事業の区域の大部分が依然として保安林や自然度の高い植生と重複していますので、これを指摘した上で、環境面に配慮した絞り込みについてさらなる検討を行うとともに、準備書の作成に当たっては、区域設定の理由等を含め、検討の過程を具体的かつ分かりやすく記載することとしました。

（3）は、累積的影響についての予測及び評価を求める意見でございます。

（4）は、相互理解に関してですが、本事業に対する意見の提出状況などを踏まえて、やや詳細に述べることにしまして、関係市町や地域住民から景観などへの影響、騒音によ

る健康被害などを懸念する意見が多く認められている状況を踏まえ、相互理解の促進のため、周辺町内会のみならず、広く住民や関係団体等へ積極的な情報提供や丁寧な説明に努めることとしております。

(5) は、図書の公表などについてですが、本方法書では、縦覧期間中のウェブサイトからの印刷、ダウンロードが可能とされ、一定の配慮が行われておりましたので、これを述べた上で、今後もさらなる利便性の向上に努めることとしたいと考えております。

続きまして、2の個別的事項についてです。

(1) の騒音につきましては、3点としております。

まず、アは、調査地点に関してですが、小樽市からの、より多くの地区での調査を求める意見を踏まえまして、風車と住居の位置関係や地形の状況を踏まえ、必要に応じて調査地点を追加することとしています。

イは、現地調査の回数に関してで、先ほど3次質問でも触れたところですが、施設の稼働に伴う騒音に係る現地調査は、2季の実施としていることについて、季節による変動の可能性について十分に配慮した上で、地域の気象条件等に基づき、適切な回数及び時期を設定することとして、不足のない対応を求めたいと思います。

ウは、区域周辺に住居が存在しますので、住居への影響の回避、低減を求める意見としております。

(2) の水質は、これまでと同様に、水の濁りに係る環境保全措置について、局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとするとしております。

(3) の風車の影についても、基本的にはこれまでの案件と同じ書きぶりでございます。

アは、周辺に住居が存在することを踏まえ、風車を住居から離隔することなどにより、影響を回避または十分低減することを求める意見、イは、影響が及ぶ時間の長短にかかわらず、気になることがあるため、配置の検討などを含めて、影響が回避または十分に低減されているかの観点から評価するよう求める意見でございます。

(4) の動物についてですが、まず、アでは、審議を踏まえて、哺乳類の捕獲調査に関する指摘とし、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内の環境特性ごとに適正な調査地点及びトラップの数などを設定することとしています。

イは、コウモリ類の調査についてで、これまでの案件と同様に、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、適切に調査、予測及び評価を実施することとしております。

ウは、鳥類への影響についてですが、まず、この区域の特性として、クマタカなどの分布情報やノスリの渡りの経路となっている可能性、オジロワシなどの越冬期の生息情報について述べた上で、これら希少な鳥類の生息やバードストライクなどへの影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施することとしています。

また、周辺に計画中の事業があることから、累積的な影響についても対応を求める内容としております。

(5) の植物については、これまでの案件に準じた書きぶりでございます。

アは、重要種等への配慮について求める意見で、イは、外来植物の生育状況の把握や拡散防止対策を求める意見でございます。

(6) の生態系についても、基本的にこれまでの案件に準じておりますが、アとしては、今回、餌資源の妥当性について疑義が生じていたことから、その点も含めた記載としまして、注目種やその餌資源については、現地調査の結果を踏まえて、見直しを含めて検討の上、適切に選定するとともに、選定の経緯を準備書に記載することとしています。

イは、従来どおり、自然度の高い植生の区域などについて、改変の回避などを求める意見でございます。

(7) の景観についてですが、まず、アは、評価手法についてです。先ほどピックアップした3次質問にも関連いたしますが、於古発山、塩谷丸山、天狗山展望台などの景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることなどを述べまして、「このため」として、見え方の大きさのみでなく、山並みの景観を阻害しないよう配慮することや、地域住民や利用者などの個人や団体に対して、フォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、客観的に評価することを求めたいと思います。

イは、眺望点に選定されていない小樽周辺自然遊歩道についてですが、歩道から相当な大きさで風車が見えるおそれがありますので、必要に応じて、歩道上の地点などを眺望点として抽出し、調査、予測及び評価を実施することを求める意見としております。

ウは、従来と同様、フォトモンタージュの作成に当たっての留意事項を記載しております。

(8) の人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、本事業は、小樽周辺自然遊歩道が区域に含まれており、重大な影響が懸念されますので、3行目の「このため」の後のところですが、「風車の配置の検討に当たっては、できる限りこれら活動の場やその周辺を避けるとともに」という1文を加えまして、その利用状況や利用者の意識等について十分調査した上で、施設の稼働による影響も含め、適切に予測及び評価を実施することとしたいと思います。

(9) の廃棄物等につきましては、従来どおり、発生抑制や処分量等の把握を通じた適切な調査、予測、評価を求める意見でございます。

雑駁になりましたが、資料の説明については以上とさせていただきます。

ご審議についてよろしくお願いいたします。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○事務局(武田課長補佐) 今回は、特に一般意見から景観や人と自然との触れ合いの活動の場に対しての懸念が多く寄せられました。そこで、今までの知事意見ではあまりなかったことですが、事前に地域住民の意見をよく聞くようにということを強調させていただいたところがポイントになります。

○奈良委員 今回のたたき台の景観についてのお話は、厳しめに具体的な指摘をしていただいていたと思いますが、(7)のイの小樽周辺自然遊歩道の調査についても、聞き取り調査等の調査、予測及び評価とするのはどうでしょうか。

○事務局(武田課長補佐) 今回の書き方ですが、今ご指摘のあった(7)のイは、小樽周辺自然遊歩道については、景観のポイントとして評価していなかったもので、これをまず加えてくださいとしております。また、次のページの(8)のところでも、景観のことも踏まえ、小樽周辺自然遊歩道について、利用者の意識等を含め、十分調査してくださいとしているところですので、奈良委員から指摘いただいたことについてはこれでカバーしているかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○奈良委員 分かりました。確かに(8)でもう一回出てくるので、これで十分かと思えます。

○山下会長 たたき台について、ほかにご意見はありませんか。

○押田委員 14ページの6-60のトガリネズミのピットフォールトラップについてですが、サイズや設置数の変更を検討してくださるということでしたので、どんなふうになるか待ちたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局(武田課長補佐) こちらとしては、何個と指定までするのは踏み込み過ぎかなと思ったので、準備書が出てきたときにもう一回見ていただきたいと思います。

○押田委員 そのようにいたします。ありがとうございました。

○山下会長 ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山下会長 それでは、原案どおりということで、ご承認をいただけたとさせていただきます。

それでは、議事(6)に移ります。

本日3回目の審議となる(仮称)宗谷岬風力発電事業更新計画環境影響評価準備書についてです。事務局から、主な3次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明をお願いします。

○事務局(橋場係長) 事務局の橋場です。よろしく申し上げます。

本準備書につきましては、昨年11月に本審議会で1回目の審議と現地調査、12月に2回目の審議が行われたところです。本日は3回目の審議となります。

初めに、資料6-1をご覧ください。

3次質問とその事業者回答です。

後ほどご覧いただく答申文(案)たたき台に関係するものを中心にご説明します。

12ページをご覧ください。

番号9-15は、騒音についての質問です。

2次回答で、施工計画時点において参考とする環境基準を上回っている場合は、当該住居の方へ事前に説明するとともに、環境保全措置を検討する方針としており、3次質問で

は、想定される環境保全措置と、その措置によってどの程度まで影響を低減する考えかを尋ねました。これに対して、事業者からは、環境保全措置として、防音シートや二重サッシを想定しており、当該住居の方と協議しながら、その影響の低減に努めるとのことです。

このことに関しては、後ほど説明する答申文（案）たたき台の個別的事項の騒音で意見をしております。

次に、15ページをご覧ください。

番号12-2です。

コウモリ類の調査について、高所録音調査は、移動個体も念頭に8月から10月に調査を実施したとしているが、5月から7月の繁殖のために集まってきた個体や育子中の個体についても把握する必要があるのではないかと尋ねました。これに対して、事業者からは、4月から7月は、着氷や強風等により、メンテナンス作業に困難を伴うことが多いと想定されたため、調査は取りやめ、まずは気象が和らぐ7月、8月の地上からのバットディテクター調査で、繁殖のために集まってきた個体や育子中の個体の生息状況を把握し、高所録音調査は、移動個体も念頭に8月から10月に設定したとのこと。

このことに関しては、コウモリ類の生息状況を十分に把握できていないおそれがあり、答申文（案）たたき台の個別的事項の動物で意見をしております。

次に、24ページをご覧ください。

番号14-11です。

2次回答で典型性注目種として選定したウグイスについて、間接的には牧草地も利用していると考えられるとしており、3次質問では、ウグイスが牧草地を採餌環境として利用するか、牧草地で発生した昆虫がササ群落に生息するウグイスにとって重要という意味なのか、具体的な調査結果に基づいた説明を求めました。これに対して、事業者からは、ウグイスもササ草原にのみ依存しているわけではなく、間接的には牧草地も利用していると考えられ、例えば、環境類型区分ごとの推定餌資源量を見ると、草原より牧草地のほうが多く、牧草地周辺の草原で繁殖する個体は、周縁効果により牧草地から供給される餌動物に依存している可能性も高く、牧草地のような風通しのよい環境で発生する昆虫類等は、強風時にその縁のササ草原に集中する可能性も十分に高いと想定され、その地域の生態系を評価する上で、現地結果及び周辺の植生構成から見ても適切と考えているとのこと。

このことに関しては、生態系への影響の予測及び評価について妥当性が確認できないものとなっているため、答申文（案）たたき台の生態系で意見をしております。

次に、30ページをご覧ください。

番号19-5です。

3次質問の①で、コウモリ類の死骸調査に関して、死骸の見落としや他の動物による持ち去りによる過小評価をどのように予測、評価に反映させるのかを尋ねました。これに対して、事業者からは、複数の調査手法を用いた鳥類調査等の結果についてなどを参考に、補正、評価を行っていく予定とのこと。

このことについても、個別的事項の動物で意見をしております。

次に、31ページをご覧ください。

番号21-1です。

3次質問の①として、一般意見に対する事業者見解で、SMJ03と17について、今後、配置変更や配置取りやめを検討することとしたと回答しており、この2基については配置変更なのか、配置取りやめなのか、また、配置変更の場合の具体的な変更場所や具体的なスケジュールについて尋ねました。これに対して、事業者からは、準備書での意見を踏まえて、配置変更もしくは配置取りやめとし、配置変更の場合は、評価書届出タイミングで具体的な場所を提示するとのことでした。

また、②で、調査、予測及び評価が適切であるか広く求めるのが準備書であり、評価書まで判断を保留するのではなく、準備書で具体的な回答を示すよう求めました。これに対して、事業者からは、SMJ03と17の配置変更や配置取りやめは、今後の検討課題と位置づけており、あくまでも本準備書においては、予測、評価を行ったレイアウトでの事業実施を前提としていて、調査、予測は適切に行われていると考えており、当該2基については、配置検討や設置取りやめを検討する必要があるという評価をしていますので、こちらに関して広く意見を求めていきたいと考えているとのことでした。

また、同様に、番号21-2の3次質問ですが、SMJ01、02、03、12は、年間衝突回数の推定値及びバードストライクリスク図より、オジロワシの衝突リスクが高いことがうかがえ、SMJ01、02、12の3基についても、衝突リスクの低い地域への配置変更や配置の取りやめを検討する必要があるのではないかと尋ねました。これに対して、事業者からは、こちらについても前の回答と同様に、準備書での意見を踏まえ、配置変更や配置の取りやめを検討し、配置変更の場合は、評価書届出タイミングで具体的な場所を提示するとのことでした。

こちらの番号21-1と21-2に関しましても、答申文（案）たたき台で意見をしております。

続きまして、資料6-3をご覧ください。

稚内市長意見です。

本事業の実施区域は、稚内市風力発電施設建設ガイドラインにおいて、法規制により極めて建設が困難な場所や自然保護等から建設が好ましくない場所に含まれており、騒音、動植物への影響、事業説明会による地域住民の合意形成などについて記載をしております。

続きまして、資料6-4をご覧ください。

公聴会については、1名の公述の申出があり、稚内市で開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしました。

意見の概要については、2ページ以降に全文を載せておりますが、図書の閲覧、景観、地形、植物、鳥類などについて意見がされております。

続きまして、資料6-5についてご説明いたします。

答申文（案）たたき台については、過去の準備書、知事意見を基本としながら、準備書審議の経過や関係市長意見などを踏まえて整理しています。

初めに、前書きになりますが、1段落目は、事業概要について記載しています。

2段落目ですが、事業実施区域の概要と懸念される影響について記載しております。

次に、1の総括的事項の（1）の準備書における環境影響評価の妥当性については、予測及び評価等に関する質問に対して、意見等を踏まえ、評価書段階で検討するとの回答が示されるなど、環境影響が実行可能な範囲内で回避または低減されているとする評価の妥当性が確認できないことなどから、科学的根拠を示した上で、改めて予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること、その結果、重大な環境影響を回避または十分低減できない場合などは、風車の配置の変更や事業規模の縮小など、事業計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避または低減することとしております。

次に、（2）の累積的影響については、他事業の風車の配置や工事の施工計画等が明らかになっていないという理由で、累積的影響の予測及び評価が行われていないが、他事業から必要な情報を入手するなどして、これらの事業との累積的影響の予測及び評価を実施し、その結果、重大な環境影響が生じると予測された場合は、追加的な環境保全措置を講ずるなどして、影響を回避または十分に低減することとしております。

（3）は、評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠などを具体的に記載するとともに、一般に分かりやすい図書となるよう努めることとしております。

（4）は、稚内市風力発電施設建設ガイドラインの順守に関して、稚内市と十分に協議を行うこととしております。

（5）の準備書の公開については、評価書の縦覧期間が終了するまで事業者のホームページに掲載するなど、継続した公開に努めることとしております。

次に、2の個別的事項の（1）の騒音についてですが、A地域の環境基準値55デシベルを上回る範囲に住居が存在しているため、適切な環境保全措置を講ずることにより、影響を回避または十分に低減することとしております。

（2）の地形及び地質については、宗谷丘陵の周氷河地形について、改変をできるだけ避けるなどの環境保全措置を確実に実施することにより、影響の回避または低減に努めることとしております。

（3）の風車の影については、複数の住居において、海外のガイドラインの指針値を踏まえ、影響が回避または十分低減されるよう、風車の配置の見直しや稼働制限などの適切な環境保全措置を講ずることを求めています。

（4）の動物についてですが、アのコウモリ類については、生息状況を十分に把握できていないおそれがあり、影響の予測及び評価の妥当性が確認できないものとなっているため、改めて予測及び評価を実施することとしております。

イについては、バードストライクに係る年間衝突回数の推定結果について、ブレード、タワー等への接近、接触が生じる可能性は低いと予測しているが、これらの理由は必ずし

も十分な科学的根拠に基づくものではない、また、オジロワシの衝突回数及びバードストライクリスクの推定は、既設風力発電所で死骸が集中して発見された非越冬期の調査結果のみを用いているが、他の風力発電所では、非越冬期にも同種のバードストライクが生じていることを勘案すると、過小評価となるおそれがあり、これらのことから、オジロワシ及びオオワシへの重大な影響が懸念されるため、風車の配置変更または設置取りやめを検討するとしているSMJ03及び17については、専門家の意見を聞いた上で、配置変更等を検討すること、また、SMJ01、02及び12についても、衝突回数の推定値が高く、かつ、バードストライクリスクが高い場所に隣接することから、同様に検討すること、さらに、オジロワシ、オオワシの衝突回数及びバードストライクリスクを通年の調査結果に基づき推定した上で、改めて両種に対する影響を予測及び評価し、風車の配置を再検討することとしております。

ウについては、バードストライク及びバットストライクに関する事後調査について、その手法が具体的に示されておらず、妥当性が確認できないものとなっており、事後調査の手法について、その妥当性を示す科学的根拠を含めて評価書に記載すること、また、既設風力発電所でオジロワシ等の死体が長期間にわたり複数確認されていること、及び、事業実施想定区域及びその周辺が鳥類の重要な渡りのルートであることを踏まえ、科学的に十分な期間の事後調査を実施すること、その上で重大な影響が確認された場合は、風車の稼働制限を行うことや、コウモリ類に配慮してフェザーモードを設定するなど、環境保全措置の実施について検討することとしております。

エについては、宗谷地域における他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報や、先行事業者が設置する協議会での検討結果を入手した上で、専門家等から助言を得ながら、それらの累積的な影響について、改めて調査、予測、評価を実施することとしております。

(5)の植物ですが、宗谷丘陵ササ草原について、改めて改変をできるだけ避けるなどの環境保全措置を確実に実施することにより、影響の回避及び低減に努めることとしております。

イは、重要な植物種であるタカネトンボについて、原則としてその生育地を改変区域から除外すること、また、やむを得ず改変を伴う場合は、専門家の意見を聞いた上で、代償措置を講ずることとしております。

(6)の生態系のアですが、典型性注目種として選定したウグイスについて、改変する土地の多くが本種の生息密度の低い牧草地であるため、生態系への影響の予測及び評価について妥当性が確認できないものとなっているため、評価書においては、選定経緯を分かりやすく記載するとともに、必要に応じて典型性注目種の変更を行い、改めて適切な方法で予測及び評価を実施することとしております。

イは、対象事業実施区域及びその周辺には、既に侵略性の高い外来植物が生育しており、実効性のある拡散防止策を講ずるとともに、必要に応じてさらなる対策を実施することなどとしております。

(7)の景観については、フォトモンタージュの作成に当たって、背景とのコントラストなど、視覚的印象を考慮し、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件で作成することなどとしております。

(8)の人と自然との触れ合いの活動の場について、対象事業実施区域に一部含まれる稚内フットパスについては、風車の一つが新たにフットパスに近接して設置されるため、その利用性、快適性等への影響についても調査した上で、適切に予測及び評価を実施することとしております。

最後に、(9)の廃棄物については、可能な限り有効利用に努め、環境保全に十分配慮した計画とすることとしております。

資料の説明は以上とさせていただきます。

それでは、ご審議のほどをよろしく申し上げます。

**○山下会長** それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見を申し上げます。

事務局から補足説明があるそうです。

**○事務局（武田課長補佐）** 少し補足させてください。

資料6-5の答申文（案）たたき台ですが、いつもより少し踏み込んだ表現が幾つかありますので、そのポイントを説明したいと思います。

まず、1ページ目の1の総括的事項の(1)の5行目の「予測及び評価等に関する質問に対して意見等を踏まえ今後検討するとの回答が示されるなど」の意味ですが、実は、質疑応答の中で「評価書において回答します」という対応が何箇所か見受けられたので、それに対して、先ほどの質疑応答の説明でもありましたように、それは準備書の在り方として不適切ではないかということ踏まえ、このような指摘をしているところです。

また、3ページ目のイのバードストライクについてですが、今回の準備書はいい意味でユニークなやり方をしております。

お手元の準備書2-2の1324ページと1325ページをご覧ください。

このカラーの図版を見ますと、独自のバードストライクリスクの評価を行い、それに基づき、このページではMS J 03を、その裏では、今度は、海ワシ類の個体数を評価し、MS J 17を見直すという内容があります。

なお、ここでは、取りやめるではなく、検討の経緯も踏まえて最終的に判断するという言い方を事業者自らがしております。今までの知事意見の中では、どの風車を見直しなさいという指摘ではなく、あくまでも専門家の意見を聞いて検討しなさいという表現が多かったのですが、ここで事業者が具体的な風車名を挙げているので、風車名を指定して検討を求めています。

同じように、MS J 01、02、12については、事業者は見直すとは言っていませんが、03と17と同じ考えでいくと、リスクが高いと判断されることから特に触れているところです。

また、ウのバードストライク及びバットストライクの中段の「また」のところですが、この事業は、今まで10例のオジロワシのバードストライクと思われる死体が確認されていること、それから、この地域及びその周辺が鳥類の重要な渡りのルートであることを踏まえ、科学的に十分な期間の事後調査を実施することと指摘しているところです。

これが今までの準備書に対しての意見と少々違ってきているところです。

○山下会長 それでは、皆様からご意見やご質問をお願いします。

○白木委員 今ご説明いただいた（4）のウの部分についてです。

事後調査については、ほかも含め、バードストライクに関することが主になっていますが、たしか、Q&Aの中では、非常に近い場所でオジロワシが繁殖しているのも、その繁殖に与える影響や、オジロワシ以外の鳥も含め、多くの渡り鳥の行動に与える影響も含めるべきだと問うていたと思います。ここにもちょっと書いてありますよね。ただ、これだとちょっと小さ過ぎるかなと思うのです。

バードストライクの間挟まって、これだけしか書いていないため、別立てにさせていただきたいですし、ワシの繁殖及びその他の重要な鳥類種の渡り、行動に与える影響についても付け加えていただきたいなと思っています。

また、十分な期間の事後調査を追加していただいたのはすごくいいと思うのですが、「科学的に十分な期間の」では何のためかということが分かりづらいので、「影響を科学的に把握するために十分な期間の」と加えたほうがいいかなと思います。

○事務局（武田課長補佐） 今おっしゃられたことはそのとおりだと思いますので、白木委員と確認しながら文言を直したいと思います。

○山下会長 ほかにありませんか。

○玉田委員 答申文（案）をありがとうございました。Q&Aをしっかりと見て、向こうのほうからこういう答えがちゃんと出てきているので、ある程度満足のいくものになっていますし、最後の結論は、次の環境省への申し送りというか、評価書にバトンタッチにはなりますが、道の段階でできるところはここまでかなと感じています。

今日の前半からリスクマップをつくってくれと質問してきましたが、それはまさにあそこの風車はよくないよ、ここはあちらに移すべきだという議論をするためですし、技術的にもできると思います。特に、準備書でこういうマップが出てきたのは少なくとも私が関わっている6年間では初めてだと思います。

今後もこういうマップを出してもらえるよう、方法書の段階からQ&Aで仕掛けて、準備書で検討するという仕組みをつくってください。

それから、答申文（案）も、過去のものから見ると、ちょっと踏み込み過ぎかなと思ったところはありますが、事務局がこれだけ考えてくれるのなら、これでいきましょう。

ありがとうございました。

○山下会長 今のところについてですが、今回、事業者自らがリスクマップやメッシュを出し、この風力発電は非常に危険だと指摘したことはある意味では評価されるべきだと

思うのです。

つまり、ここまで踏み込んだのは、事業者自らがこの準備書でここまで記載していたからなのです。だから、今、玉田委員がおっしゃったように、今後も事業者自らがこの場所は危険だということをきちんと認識し、準備書で出していただければいいのですが、今回の例を見て、そういうものを出さなくなっただけではいけないので、その辺りは注意したほうがいいのかなという気がしました。

文言云々の話ではありませんが、ある意味、事業者を評価してあげる面もあるのかなということと言いたかったということです。

ほかにありませんか。

○玉田委員 現地調査に行ったときも、事業者側から今回の関係はきっちりと議論させていただきたいというすごく前向きな姿勢が出てきたので、こちらもそれに対応するように質問を出したという結果だと思います。こうしたことが定着するよう、ほかの事業者が逃げないような形をどうつくるかが次の課題だと思います。これからも頑張りましょう。

○事務局（武田課長補佐）ほかの事業者にも非常にいい例がありましたと優良事例として取り上げ質問したいと思います。

○山下会長 私から1点よろしいでしょうか。

ポイントにされた1ページの総括的事項の（1）の5行目についてですが、私は、先ほどの話とは逆に、ここは事業者の姿勢としていかなものかと思っています。場合によっては、準備書の段階できちんと資料を提出させるべきですし、次の段階に行かせないという強い姿勢もあったかと思うので、ここはもう少し明確に書いてもいいのかなという気がしています。

例えば、5行目に「質問に対して意見等を踏まえ今後検討するとの回答」とありますが、この「今後」というのは、ぱっと読むと分からないので、評価書段階までに検討するなど、評価書届出段階までという言い方にしてはいかがでしょうか。

また、その次の行の「評価の妥当性が確認できない」というものも、例えば、現段階ではという言い方にするなどです。

言葉は悪いですがけれども、この準備書段階では確認できないというふうに事業者が逃げたといいますか、評価書段階まで延ばしたところなので、もう少しはっきりと指摘したほうが意味が通じるのではないかなと思いました。

○事務局（武田課長補佐）今いただいたご指摘を入れるだけでも随分明確になるかと思っています。

ここは我々も随分悩んだところで、別項目を立てるかという案もあったのですが、それでは準備書手続に対しての意見になってしまいますし、ここで必要なのは準備書に対する意見なので、こうしたところです。

○山下会長 私が先にしゃべってしまいましたが、ほかにご意見はありませんか。

○奈良委員 たたき台の（7）の景観のところは、フォトモンタージュについて具体的に

指摘していただいていたよかったですと思っています。

ただ、1行目から2行目の「実際の風車の大きさなどの視覚的印象より小さく感じるものがあることから」というところは、大きさだけではなく、不鮮明さも気になるのです。

最後の2行で「背景とのコントラストなど」と指摘はしていますけれども、2行目に「視覚的印象より不鮮明で小さく感じるものがあることから」というように「不鮮明」という言葉を入れていただいたほうが今回出てきているフォトモンタージュに対する指摘になるかなと思いました。

○事務局（武田課長補佐） 確かに、以前にもこの印刷では見えないのではないかとという指摘があった例もありますし、入れたほうが事業者に何を求めているのかがより明確になると思いますので、そのように修正したいと思います。

○奈良委員 もう一つ、文章の内容ではなく、文章についてです。

最後の廃棄物の「既設風車の撤去工事も含めて、有効利用」というのはちょっと変かなと思ったので、「既設風車の撤去工事も含めて」を一番最初に持ってきて、「既設風車の撤去工事も含めて、工事の実施に伴い発生する廃棄物については、可能な限り有効利用」としたほうがいいかなと思いました。

○事務局（武田課長補佐） 確かにご指摘のとおりかと思しますので、そのように修正したいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○押田委員 以前も何かでお話ししたかもしれませんが、それぞれの文の終わり方を「努めること。」にしまっていていいかどうかです。

例えば、2ページの（3）の評価書の作成に当たっての留意事項については、「一般に分かりやすい図書となるよう努めること」とありますが、例えば、一般に分かりやすい図書を作成することでもいいのかなと思うのです。努力はしたけれども、できませんでしたではなく、ちゃんとつくってくださいという意味となるほうがいいかなという気がします。

また、（5）の準備書の公開についても、「継続した公開に努めること」では、継続して公開することがいいのかということもありますし、その下の個別的事項の（2）の地形及び地質の語尾も「影響を回避すること」や「影響がある場合は低減すること」にするなど、そのようなニュアンスでいかがでしょうか。

これは本質的なことではありませんが、意味合いがちょっと違うかなと思います。

○事務局（武田課長補佐） 確かにそうですが、言い切れないところは「努めること。」にしているのです。例えば、（5）の準備書の公開については、義務までは課せられないので、「努めること。」としています。

そのほかのところは、どこまで言い切れるかを改めて精査します。

○山下会長 ほかにありませんか。

○白木委員 同様に、文章の終わりについてです。

例えば、（4）のエは、累積的な影響について言っていて、「予測及び評価を実施する

こと。」で、次のページの（８）の人と自然との触れ合いの活動の場についても、「利便性、快適性等への影響が懸念される。このため、こうした影響についても調査した上で、適切に予測及び評価を実施すること。」で終わっていますが、これは、「予測及び評価を実施すること。」で終わってしまうのではなく、それに対応しないといけないのではないかなという気がするのです。

フットパスに対して影響が予測されるのであればどうしろ、同じように、累積的な影響があると予測、評価されるのであればどうしろということまで言わないといけないのではないかと思うのですが、ほかは大体こういうことをやることというふうになっていますよね。同様に、対策を講じることとか、配置を検討することというふうにつけ加える必要があるのではないですか。

○事務局（武田課長補佐） 「実施すること。」でとめているのは、準備書の中で予測、評価をすと言っていないところに対しての指摘をこのような表現にしているのですが、確かに委員がおっしゃられるとおりにかと思しますので、その後、どうするのだということをごどのように書き込むか、考えさせてください。

○山下会長 ほかにご意見はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 そうでしたら、整理をします。

まず、１ページの１の総括的事項の（１）の５行目、６行目については、私、山下から提案させていただきましたので、私が事務局と協議をさせていただきます。

次に、例えば、２ページの（３）の最後の「努めること。」については、押田委員からのご指摘を基に、全体を通じて精査していただきます。

次に、３ページのウの２段落目の事後調査の実施のところは、白木委員からのご指摘で、改めて別立てにして記述するということでした。

次に、４ページの（７）の景観の２行目については、奈良委員から「不鮮明」という文言も追加したほうがよいというご指摘があったので、協議をさせていただきます。

次に、例えば、（８）の最後の「適切に予測及び評価を実施すること。」は、白木委員からのご指摘を基に、全体を通じて精査をしていただきます。

最後に、（９）の廃棄物については、奈良委員からのご指摘で、「既設風車の撤去工事も含めて、」を最初に持ってくるという文言修正となります。

以上のご意見に基づき、後日、事務局と調整をしていただくことになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山下会長 その他、最終的な文言修正等は、私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山下会長 承認していただいたということで、後日、事務局と協議の上、私から知事に

答申を行います。

それでは、最後の議事（7）に移ります。

本日2回目の審議となります環境影響評価技術指針等の改正についてです。事務局から改正原案及び答申文（案）の説明をお願いします。

○事務局（植村主任） 事務局の植村です。

環境影響評価技術指針及びその解説の改正原案につきましては、前回の審議会での審議等におきまして、押田委員、玉田委員、河野委員から修正等のご意見がありましたので、それらを踏まえ、事務局で修正した部分について、資料に沿って説明させていただきます。

まず、技術指針の関係です。

資料7-1をご覧ください。

1枚めくりまして、目次の右側のページです。

前回の審議会において、押田委員から、第2の「生物の多様性の確保及び多様な自然環境の保全に係る要素」というタイトルの中の「生物の多様性の確保」という表現につきまして、現在、一般的に使われている「生物多様性の保全」が適切ではないかのご意見がございました。

このタイトルにつきましては、平成8年に制定された環境基本条例の枠組みに対応した表現でしたが、その後、生物多様性保全条例が制定されるなどの情勢の変化がありましたので、委員のご指摘のとおり、「生物の多様性の保全」という形で修正したいと思います。

なお、この表現につきましては、ほかのページでも出てきておりますので、同様に修正したいと思います。

ちなみに、該当箇所は青色で表示しておりますが、資料7-1の第1章の一般の環境影響評価編では、目次のほかに、2ページ、7ページ、21ページ、34ページの5か所に同じ表現がありますので、修正してございます。

それから、後ろの第2章の特定地域環境評価編では、2ページと12ページの2か所にありますので、同じように修正してございます。

次に、技術指針の解説の関係でございます。

資料の7-3をご覧ください。

1枚めくりまして、左側の目次ですが、中ほどのタイトルを「生物多様性の保全」と修正することや、次ページ以降の黒枠で囲んだ部分は、ただいま説明したとおり、技術指針本文と同様の箇所を修正しておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、29ページと30ページをご覧ください。

28ページの次の29ページ、30ページは、図がちょっと小さく、ミスプリになっております。どうも申し訳ございません。この図については、今回、修正はございませんが、環境影響評価総括図が、なぜか小さく印字されてしまいました。事前に送付いたしました電子データでは、通常の大きな図で表示されておりますので、そちらで確認をお願いしたいと思います。

それから、少し飛びまして、142ページをご覧ください。

第2-3の動物の関係でございます。

前回の審議会において、玉田委員から、前の案件で審議されました宗谷岬の準備書の衝突エリアマップみたいなものを準備書で出すように仕向けていくために、142ページの中ほどにある⑤の環境省手引きの解説のあたりに衝突エリアマップみたいなものを盛り込めないかというご意見がございました。

本日の他の案件の審議の中でも、玉田委員からこれを例にして意見がございましたが、事務局で検討しました結果、145ページの⑤の解説に青字でアンダーラインが引かれているとおり、なお書きとして、「希少猛禽類や渡り鳥に対する衝突リスクを算出する際には、個々の風力発電機毎の数値を示すのみではなく、衝突確率を地形図上に色分けして表示する等して、適切な風力発電機の配置を検討できるようにすること。」というような記載を追加したいと思います。

次に、151ページになります。

第2-4の生態系の関係でございます。

前回の審議会におきまして、河野委員と押田委員から海域の生態系に着目した記載ができないかのご意見がありました。

その後、河野委員からは、海域における「類型区分毎の特性の整理の例」の表をご提示いただきました。ありがとうございました。

事務局で検討しました結果、153ページと154ページの⑤の解説の下線部の青字のとおり、陸域と海域に分けた記載を追加するとともに、「類型区分毎の特性の整理の例」の表についても、陸域と海域に区分して、海域につきましては、表2-2-4(2)のとおり、海域の表を追加することとしたいと思います。

最後になりますが、答申文案については、一番最後の資料7-4のとおりです。

この文中に「別添のとおり答申します。」と書かれていますが、その別添については、資料7-1の環境影響評価技術指針の改正原案につきまして、本審議会での審議を踏まえて必要な修正等を行ったものを改正案として添付することになります。

また、技術指針の解説につきましては、本審議会での委員の皆様のご意見を踏まえて、必要な修正を行っていきたいと考えております。

前回からの修正箇所及び答申文案の説明は以上となります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○山下会長 ただいま事務局から説明を受けましたが、意見を出された委員の皆様、いかがでしょうか。

また、さらに追加すべきご意見などがありましたら、どうぞご発言ください。

○玉田委員 ありがとうございます。満足です。これだけ書いたら、多分、定着していくのかなと思います。

恐らく、今回の案件をこれから定着させていくためには、しばらく方法書で質問し、準

備書で確認していくという作業が必要になってくると思います。そのうち、方法書の中でこういうマップを提示しますと業者が書き込んでくれるところまで持っていければ一つの成果なのかなと思います。

○山下会長 押田委員、お願いします。

○押田委員 ご配慮いただき、本当にありがとうございました。

この環境関係の分野は、これから先、どんどんといろいろな問題が出てきて、変わっていくと思うのですよね。そうなったときに、新しい表現や言葉がまた必要になってくるのではないかなと思いますが、このように対応していただいたのは非常にいいかなと思っています。

お疲れさまでした。

○山下会長 河野委員、どうぞ。

○河野委員 作業をありがとうございました。確認しました。これで結構です。

河川が入っていてもよかったかなと思いますが、その他ということでもいいかなと思います。

洋上風力はこれからたくさん出てくる可能性がありますので、海洋の生態系が例として出ているのはいいかなと思います。

○事務局（武田課長補佐） ちなみに、河川は、今までの図書の構成を考えて、陸域に含まれるということで整理させていただきました。

○山下会長 ほかにご意見はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 ほかにご意見やご質問がありませんので、本日もご審議いただきました環境影響評価技術指針等の改正案に関しましては、原案どおり承認していただいたとさせていただきます。

どうもありがとうございます。

先ほど説明があったかと思いますが、答申文案は、資料7-4のとおりとなります。この文中の別添として、今回承認していただいた技術指針の案を添えて、知事に答申を行うわけですが、最終的な文言修正等は、私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山下会長 それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

長時間にわたりまして、ありがとうございます。

これをもちまして、本日の議事は全て終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いします。

#### 4. 閉 会

○事務局（武田課長補佐） 本日は、7件の議題について、本当に長時間にわたりご審議

いただき、大変ありがとうございました。

次回の審議会は、令和3年度の第1回ということになりますが、審議案件が立て込んでおりますことから、21期の現在の審議委員の皆様の任期である4月25日までの間に開催したいと考えております。

現在、日程について調整させていただいているところですが、今後の新型コロナウイルス感染状況等も踏まえて、今回のようにオンライン開催とする等、開催方法も含めて詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

○山下会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

以 上